

宜 議 第 2 4 2 号
令 和 3 年 6 月 3 0 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第435回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 3 年 6 月 1 5 日	令 和 3 年 6 月 1 5 日	議案第47号、議案第53号、議案第50号、議案第48号
令 和 3 年 6 月 1 6 日	令 和 3 年 6 月 1 6 日	議案第47号、陳情第47号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第40号、陳情第44号
会議日数 2日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第47号	令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)	令和3年6月14日	令和3年6月16日	原案可決
議案第48号	宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例の制定について	令和3年6月14日	令和3年6月16日	原案可決
議案第50号	はしご付消防自動車購入に係る物品の取得について	令和3年6月14日	令和3年6月16日	同意
議案第53号	令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)	令和3年6月14日	令和3年6月16日	原案可決
陳情第30号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年12月6日	—	継続審査
陳情第34号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	令和2年6月15日	—	継続審査
陳情第35号	普天間基地の騒音消失の要請	令和2年6月15日	—	継続審査
陳情第40号	中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について	令和2年12月8日	—	継続審査
陳情第44号	宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情	令和2年12月8日	—	継続審査
陳情第47号	日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情	令和3年6月14日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年6月15日(火) 1日目

午前10時00分 開会

午後 4時07分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員(10名)

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司
委員	上里 広幸

○説明員(22名)

総務部次長	多和田 眞満
行政改革推進室長	宮城 恵美
契約検査課長	伊禮 理子
財政課長	小橋川 陽介
福祉推進部次長	宮城 葉子
こども企画課長	津島 美智子
新型コロナウイルス ワクチン接種プロジ ェクトチーム担当主 査	桃原 靖
指導課長	與那嶺 哲
学務課 助成係長	松本 典子
GIGA スクール 担当主幹	比嘉 広和
警防課長	島袋 保

IT推進課長	金城 広郁
行政改革推進 担当主査	多和田 真也
企画部次長	泉川 幹夫
企画政策担当主幹	志村 賢太郎
子育て支援課長	香月 直子
健康推進部次長	松本 勝利
指導部次長	川上 一徳
学務課 学務係長	比嘉 直子
はごろも学習センタ ー 所長	山口 久美子
消防次長	又吉 清
選挙管理委員会 事 務局 長	伊佐 英人

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)

議案第53号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)

議案第50号 はしご付消防自動車購入に係る物品の取得について

議案第48号 宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

第435回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年6月15日（火）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第47号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。企画部次長。

○**企画部次長** 当局からの補足説明はございません。以上です。

○**桃原朗 委員長** 款ごとの審査になりますので、まずは歳出、2款総務費、3款民生費及び10款4項1目の幼稚園費について審査を行ってまいります。

また、関連する歳入及び債務負担行為補正及び給与明細書についても質疑をしていただいて結構であります。

本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** おはようございます。まず、いいのでしょうか、債務負担行為も。

○**桃原朗 委員長** はい、どうぞ。

○**岸本一徳 委員** 3ページの第2表、債務負担行為の補正とありますけれども、機器の賃借料ということで、減額191万4,000円、令和3年度から令和4年度が期間ということになっておりますが、住民基本台帳ネットワーク機器の賃貸料の目的、それからその内容、概要について、まずお伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** おはようございます。ただいまの債務負担行為の補正の件でございますけれども、市民課のほうでマイナンバーカードの交付業務を行っております。マイナンバーカードの交付も大分増えております。国のほうとしても、かなり力を入れてマイナンバーカード交付率を伸ばすためにいろいろ対策を取っているところでございますけれども、今回マイナンバーカードの交付に関連するシステムの賃借料なのですが、1階交付窓口を分けて、今年の8月2日に予定していますけれども、旧ろうきんさんの建物の1階ですね、向こうのほうで交付業務に特化して業務を分ける予定となっております。今工事やっておりますけ

れども、その業務を分けることに伴って必要な端末、専属の機械になりますけれども、この機器をあと5台追加する形です。ですので、今市民課のほうで使用している端末、それを持ってくるのではなくて、それを残して新しく旧ろうきんの事務所が1階のほうなのですけれども、そのほうで交付業務、受付業務をやりま

すけれども、それに必要な統合端末が5台でありますので、その5台分の追加の債務負担行為になります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** これはあれですか、今まで本庁、ロビーとか、市民課でやっていたものを、手狭になってきたと。それからまた、来客も多い、スペースの、ちゃんとした場所を確保したいということだろうと思うのですけれども、例えば住民基本台帳ネットワークシステムとかっていうのとは関係ないわけですね。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** マイナンバーカード交付用に住基ネットワークのシステムが必要になってきますけれども、それに関連する機械、新たに調達しないといけない部分が必要となってきますので、今もともと市民課のほうにあるシステムを持っていくのではなくて、それはそれで残して、なおかつ新しく以前のろうきんさんの事務所で申請交付業務を行うわけですから、それに必要な業務、システムを新しく統合端末といいますけれども、専用の機械を5台追加してやっていきますので、今、岸本委員からありました住民基本台帳ネットワークのシステム、またマイナンバーカード交付に必要ないろいろな機械等がありますけれども、機能が独立しているものではなくて、ネットワークでつながって連携しておりますので、必要なシステムを導入するための提案となっておりますので、よろしくお願ひします。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** どの業務が増えてきたのか、発行業務が増えてきたので、そこをカバーしていくために、市民サービスをしっかり提供していくために場所をしっかり設けて、この交付業務とか、受付業務をやっていくというふうなことで理解してよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 岸本委員の質疑なのですけれども、これについては原課、市民経済部が今日出席はされておられません。今回債務負担行為で挙げていただいている、この住民基本台帳ネットワーク賃借料については、IT推進課のほうが、先ほど課長が説明しましたけれども、統合端末5台を追加するという契約というところでの業務になりますので、今、原課がやっているマイナンバーカードの事務作業等についての答弁、こちらのほうではいたしかねますので、その辺は御了承いただきたいと思ひます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。

次に、11ページをお願いします。歳出の2款1項1目の01なのですけれども、RPA等導入事業というのがありますけれども、これは実証実験をやって、本格的に稼働させる、スタートするという、そういう事業だというふうに認識してよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 私のほうからお答えいたします。

当初予算のほうからの説明になるのですが、本年度は本市単独で当初予算の際、単独で導入することを検討しておりました。その際には、年間の使用料ということで、127万2,000円を見込んでおまして、その内

訳としては、RPAのソフトウェア機能1ライセンスとAI-OCRのライセンスということで予定しておりました。

ですが、今回の6月議会で上げさせていただきましたのは、宜野湾市と石垣市の2市にて共同で行う内容となっております。これは沖縄県市町村広域連携支援事業補助金を活用したのとなっております。こちらについては使用料を減額し、委託料として493万5,000円を充てて、事業費の補正額としましては366万3,000円となっております。

概要としましては、RPAソフトウェアの調達とAI-OCRソフトウェアの調達、またRPA及びAI-OCRの操作研修の実施、導入支援ということで、業者さんにつきましては、業務設定から各種支援、問い合わせ対応などをお願いしたいと考えております。本年度末には効果測定を考えております。委託に切り替えることで、RPAの2ライセンスと、当初予算では組んでおりませんでした、AI-OCRの1ライセンスを導入することが可能となりますので、交付金を活用してやってまいりたいと考えております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 127万2,000円の補正減については理解できました。

それから、委託料、これは支払う相手先というのは、どこになっているのですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 これからです、契約等については。

○岸本一徳 委員 これから。

○行政改革推進室長 はい。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これはあければいいという入札ですか、それともプロポーザルみたいな質を問うようなものになるのですか、どちらですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 今のところ、指名競争入札を考えております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それから、このRPAを導入して、効果については実証実験で、どれだけ効果が出てくるというのが把握できたのか、それとも見込みといたしますか、目標というか、そういうことも考えられているのか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 RPAにつきましては、2か年間の実証実験をやってまいりました。RPA、令和元年度におきましては、本市単独での実証実験でございましたけれども、その際には削減率でいきますと、最大で約91%の効果を上げております。昨年度は、令和2年度につきましては、名護市、石垣市と3市で共同実験を行いまして取り組んでございますが、削減率は50%という効果が上がっております。昨年度は、このシステムに共通した、名護市、石垣市と共通したシステムの範囲内で実験を行ったことと、令和元年度については、本市単独での業務の内容で差ができるかなというふうに考えておりますが、最低でも50%削減を見込んでおります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 室長、これは資料として出せますか。今説明した内容ですね、どのぐらいの効果が出たかというのは、数字的に説明しておりますけれども、これはちょっと分かりやすいようにまとめていただいて、資料としていただけますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 資料につきましては、ご説明したものを概略し、まとめて提出いたします。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一度、再確認をいたしますけれども、RPAとAI-OCRとおっしゃってましたので、この試行といいますか、実証実験をやって効果が一定出たので、これを本格的にスタートしていきたいということだと思っておりますけれども、やることは、各種申請書に基づく入力作業、それから帳票出力作業等の定型業務でRPAやAI-OCRの導入効果が見込めるという判断の下で、この事業を本格的にスタートするというふうに私は認識するのですが、この事業を進めていくときに、先ほどの研修云々という説明がありましたけれども、職員の研修の実施や技術支援というのですか、そこを通じて、この事業の効果を有効に確実に出していくという、この活用する側の職員のスキルをアップしないといけないのではないかと、いうふうなことが、これは全国的にも、そういう研修というのは大事だということで、ほかの自治体でも、そういう事例があるのでございますけれども、うちは具体的にはどんなことをやって、どういう対象者で、そういう研修をしっかりとやっていかれるのか、この辺の説明もちょっとできますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。このRPAにつきましては、いきなり操作ができるものではありませんで、簡易なものではありますが、一定程度研修が必要なものというふうに考えております。これまでも実証実験の中で研修も何度か行っておりますので、その方といいますか、その業務以外の、新たな業務で選定をした場合には、その方たちを対象にやっていくように考えております。今後は、そういった研修で、全員参加でなくても、そういったRPA活用が必要な業務を選定して、その職員のスキルアップを図りながら、そういったノウハウの蓄積を市として行っていきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、うちが先行、この事業をやっているのか、ほかの他市町村も、こういうことを同時期に進めているのか、この辺、県内はどんなふうになっているのか、教えてください。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。このRPA導入につきましては、各市の状況を予算などで調べたものではございませんが、今回県のほうからも自治体デジタルトランスフォーメーションなどの計画、一つの大きな項目なんかでAIやAI-OCRの活用推進を図るといった項目が挙げられておまして、恐らく今後他の自治体も推進していくものと考えております。

○岸本一徳 委員 委員長、以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 債務負担行為で岸本委員からもありましたけれども、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

金額自体は、今回は191万4千円の債務負担行為ということですが、今後、ろうきん跡をお借りして

費用追加をして交付を促すということなのですから、これは費用の負担割合というものは、国から示されているのですか。要はあちらを借りるということは、やはり多額のお金がかかるわけですよ。今、財政がこんなに厳しい中で、庁舎内で、それを設置する場所がなかったのか。あえて出資、負担を増やしてまで借りるというのはよく理解できていないのですけれども、国の力の入れ具合が今後変わってくるのでしょうか。このマイナンバーカードの交付に関して、少し質疑が多かったか。まずは、その費用の負担割合というのが、もし決まっているのであれば聞かせてください。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 桃原功委員の御質疑なのですけれども、債務負担行為補正の事業に絡んだ質疑なのですが、実質マイナンバーカード交付は、市民経済部市民課が今事業を行っておりまして、この場には出席しておりません。先ほど来岸本委員の質疑の際にもお答えをしましたがけれども、今回この債務負担行為補正を上げている理由は、IT推進課のほうでマイナンバーカードに必要な統合端末という機器を導入する、追加することでの契約事務で、IT推進課が行ったということで、今出席はしているので、実際のマイナンバーカードの国の状況というか、動向というか、現下の状況とかの説明は今私たちのほうで答弁いたしかねるなということがあるので、桃原委員が聞いているものに関しては、私たちが答弁していいのかどうかというのが、ちょっと気にはなるのですけれども、今の現場では対応するのが非常に厳しいということで、あちらろうきん普天間支店の場所を使って、拡充をして対処していきたいということを受けて、その作業が進んでいく中で、あそこでも端末が必要だということで、事業を進めるというところで、実際国の負担については原課に聞くのが一番と思いますので、ちょっとこの予算とは別なのですから。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** IT推進課長のほうで答弁があったので確認したのですけれども、ということは、国が、例えば支出負担割合もまだ確定できていないということなのですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 例えば旧ろうきんさんの賃貸ですね、一部改修も入っていますけれども、その費用を、ちょっと確認しますけれども、全部国負担だと思っております。国の補助金でやったと思うのですけれども、これはちょっと確認させてください。すみません。市民経済部に確認してから、ここで改めて答弁させてください。

それで、今、桃原委員がおっしゃったみたいに、例えば費用負担を実際求めてマイナンバーカード発行業務の費用負担だけ求めているわけではありませぬので、国として、ちゃんと補助金はつけているとは思っていますけれども、確認させてください。すみません。

すみません、もう一つ。今後マイナンバーカード交付なのですけれども、国は、あと2年後には、もう100%というふうに、全ての国民に行き渡るように進めますと、国のほうで進めていますので、それで交付業務の強化という意味で、窓口を増やしたりとか、必要な機器を購入する場合でも補助金をつけるという形の方向性を示していると思いますので、今後いろいろなパーセンテージにおいては、もっとやりなさいという形で、指導までいきませんが、国からいろいろな文書が来るのだろうなと思っております。

そういった意味で、交付業務に関して、毎月、毎月県を通じて、国のほうに、例えば宜野湾市は毎月何%かという報告は毎月やっていますので、そういった形での強化というのは来るだろうなと予測はしていると

ころです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 確認を早くしてください。こういうことがある程度確定されて、皆さんは予算を、国が出してくれるのだという担保があって、こうやって費用計上していると私は理解しています。それが確定していない中では、対費用効果等を考えると、どうなのかなというところがあるので、今答弁のほうで、2年後には100%に持っていきたいということなのですから、現在の所有率というのですか、交付率というのですか、何%でしょうか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** 5月1日段階で宜野湾市で大体30です。だから、全国平均とか、県平均とか、数字は若干違ってくるとは思いますけれども、そういった形でちょっとハードルは高いかなと思っています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、今後2年後100%を目標に、様々な通達というか、そういったものが来るという予想なのですね。分かりました。

次、11ページをお願いいたします。11ページに、本会議でも確認しましたがけれども、企業版のふるさと応援基金積立事業1,000万円計上していて、その前に企業版ではない、市民からの応援基金を減額されているのですけれども、これはそのまま入れ替えというか、差し替えというか、そういうことで理解していいのですか。どういうことなのか、説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。令和3年度の当初予算では、宜野湾市ふるさと応援基金積立事業ということで、6,000万円やっていたのですけれども、今議会で宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例を新たに制定するというので、一緒に企業版とふるさとのもの、一緒に当初予算でもやっていたのですけれども、条例で制定するものですから、その分の1,000万円は企業版ふるさとということで、このように上ではふるさと応援基金を1,000万円マイナスにして、その分を企業版ふるさと応援基金という形で、ふるさと応援基金という形で、予算の組替えということで、このように……

(何事かいう者あり)

○**企画部次長** 組替えです。組替えということで、このような記載をしてございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** でしたら、この11ページに企業版ではないほうの宜野湾ふるさと応援基金積立事業に1,000万円減額されていますけれども、ということは、6,000万円計上していて、5,000万円になっているということですね。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** そのとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** その企業版でないほうのふるさと応援基金というのは、今5,000万円の積立て金額があって、基金があって、その実績というのはどうなのでしょう。実際ふるさと応援納税の入り具合というのを皆さんのほうで数字として持っていますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 このふるさと応援の入りの部分なのですが、令和2年度で、まず通常のふるさと納税のものが5,692万4,000円……

○桃原功 委員 これはさっきの5,000万円を足さないで、単体で。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この5,000万円というのは、歳出の部分で、基金積立てとして5,000万円を予定していますよと。今、桃原委員の御質疑のほうは、昨年度、このふるさと納税でどのぐらいの寄附があったかというふうな質疑だと聞き取ったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○桃原功 委員 はい。

○企画部次長 このふるさと納税のものについては、先ほどお話しした5,692万4,000円、もう一つ、クラウドファンディングもやっています、それは240万3,500円なので、合計で5,932万7,500円が令和2年度の実績でございます。今、入りの部分の質疑としての回答です。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと10ページに戻るのですけれども、財調の繰入れも4,400万円ですけれども、今答弁された基金の一覧の残高調書は頂けるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員から御要望のありました基金の6月補正の資料につきましては提出してまいりたいと考えております。

○桃原功 委員 よろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 桃原委員への答弁に数字に誤りがあったので、修正をさせていただきます。申し訳ございません。

先ほどマイナンバーカードの取得率の件で、宜野湾市、約30%と申し上げました。大変失礼しました。全国平均が30%です。宜野湾市は、申し上げます。23.2%です。全国平均が30%です。失礼しました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 沖縄県の平均って分かるの。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 23.9%です。

○桃原功 委員 ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司功委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。11ページ、歳出、2款1項1目一般管理費のRPA等導入事業で、先ほど岸本委員から質疑されていた件ですが、確認させてください。2市で共同して利用することで、この使用料及び賃借料が削減できたという理由は、ライセンスをそれぞれ案分するとか、そういうことで削減できたという理解で合っていますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 今回2市で共同で事業を行うことで、沖縄県の市町村広域連携支援事業交付金という

のが活用することができました。単独で127万2,000円で、単費で行おうと思っていたところ、石垣市さんと共同で事業を行うことで、県の交付金を活用することができたということで、御理解していただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。実証実験では3市で行っていますよね。3市で行ったほうが、よりこの交付金を受けられる金額が多くなったという可能性はないですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 答弁いたします。この沖縄県市町村広域連携支援事業交付金というのは、今回限定実施事業という形で回答させていただいているのですけれども、こちらにつきましては、上限が500万円となっております。2市以上の、2団体以上の自治体が連携をすることで活用できる交付金となっております、仮に3市だった場合には3市で500万円、今回2市で500万円ということの利用ができております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。では、最大限有効活用しているということですね。分かりました。

では、先ほどの説明の中で令和元年度と令和2年度の実証実験のお話で、単独で実施したときに効率化という、90%という数字をおっしゃっていて、令和2年度に3市で約50%というふうにおっしゃっていたのですが、これって金額換算していただきたいのですが、どういった業務で何%、削減効果があったかということ、それぞれパーセンテージではなくて金額換算でどれだけの削減が見込めるかということ資料で提出していただきたいのですが、お願いします。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** お答えいたします。その各2年間、またがっている、令和2年度においては、削減時間として、これまでまとめておりますが、例えば本市の平均時給に換算してということで、試算できるかなというふうに考えておりますので、資料作成を考えてみたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** その次のステップとして、費用対効果といいますか、金額換算した上で、先ほどの交付金等も含めて、結果、2市でやるというふうに決まったと思っていますけれども、必要なライセンス料とかも含めて最終的に2市でやるというふうに決まったところまでの流れを、その資料で追加で書いていただきたいのですが、できますか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 2市で行った結果は、その時給、削減予算に計算してまとめたものではなくて、本市においては、既に当初予算の段階で、単独で導入することが決定していたことで、石垣市につきましては、令和2年度の報告がまとまった段階で効果があり、石垣市として今後導入していきたいということがまとまったこと、その2点の合意があって、合意といいますか、タイミングで、メリットがあるということで、今回広域連携支援事業を共同で導入をしております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。その辺りが分かるような資料を作っていただければ、お願いします。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 資料を提出してまいります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。あと1点、先ほど操作説明というか、職員への教育的な部分があるというふうにおっしゃっていたのですが、そこは使い方という部分だけではなくて、道徳な部分も含まれた教育でありますか。例えばこういうことをやっては駄目ですよとか、それはもうないですか。あくまで完全に使い方に特化した教育でありますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。これまで2か年間行ってきてまいりました研修会は、あくまでも操作研修でございました。今、宮城委員が懸念されている点につきましては……

(「個人情報」という者あり)

○行政改革推進室長 個人情報の観点だとか、そういった危惧される、モラルとか、そういったことかなと。この点につきましては、今後全庁的にRPAを導入して活用していく際にまとめていく必要があるかなと考えております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。新しい技術を導入していくと、どうしてもいい面と悪い面というか、悪く活用できる面というのが発生する場合がありますので、そういったところもしっかり教育していただければと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、小中学校含めて休みなので、保育園、児童センター関連についてお伺ひします。予算は13ページからうなばら保育所、宜野湾保育所と出てきているのですが、その後ろに各児童センターの消耗品費、大体30万円程度出てきているのですけれども、報道で見聞きすると、例えば閉まっているところもあるのかな。児童センター、開いているところもあると思うのですけれども、見る方がいなければ登園してもいいよということで聞いているわけなのですが、宜野湾市の状況を教えてください。

(何事かという者あり)

○桃原功 委員 児童センターと公立保育所の対応ですね、どう対応しているのかという。何か課題等が、もしあればですね。

○桃原朗 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。公立保育所の対応についてお答えいたします。

公立保育所のほうでコロナの陽性者が発生しましたので、1週間休園措置を取ってきました。今は全て開所しているのですけれども、そんな中で1週間、休園に伴って親戚の方とか、お仕事している方でも保育が必要という方が数名、2人ほどいまして、お一人はひとり親世帯だったのです。休園に伴って、国からの通知でも示されておりますけれども、ひとり親世帯ですとか、身寄りがなくて、ただ仕事をしないと生活できないとか、生活が立ち行かなくなるような相談ですとか、あとは要保護児童の子供さんですね、児相とか、児童家庭課のほうから虐待のおそれのあるというような形で関わっていらっしゃるお子様などが保育所を1週間休むことで、虐待のおそれが高くなるというような懸念がありまして、特に国からも、そういう形での配慮をするようにということで、場合によっては、直接濃厚接触者でない場合は、お預かりしていただき

す。もし来れないような場合でも家庭のほうに電話で安否確認をするですとか、その辺りで子供さんが安全に過ごしているかという問合せを通知に基づいて保育所の対応を行っているところです。

基本的に園で陽性者が出て発症した場合には2週間、原則として休園措置を取ってしまして、ただ2週間というのは就労している親御さんにとっては、かなり長い期間になりますので、園のほうに預かってほしいという要望が寄せられていて、濃厚接触者ということで指定された方たちがPCR検査を全員受けるのです。それを受けたときに、陰性になった段階で、それが判明した段階で登園するような手続きになっているところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 少し聞こえないところがあったのですが、大体は理解できました。今例えばこのコロナウイルスワクチンの接種の課題で、医療従事者等を優先して接種しているのですが、学校、園等の、児童センターと職員のワクチン接種というのはどうなのでしょう。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** こちらは、健康推進部のほうからお答えする内容にはなっているかなと思いますけれども、内容としては、国で定めた内容で、65歳以上の高齢者が、もちろん医療従事者は先に接種をしておりますけれども、その中には65歳以上の高齢者というような内容になっていまして、ただこういった密で、感染のリスクが高い職種、例えば保育士なんか、そういうふう当たるかと思いますが、そこについては、本市では優先接種というような流れは、まだ決まっておきませんが、今回福祉教育常任委員会のほうでも認可外の保育団体のほうからワクチンの優先接種の要望ということで、陳情が上がっておりまして、今日の午後、その審議に我々も入るようにはなっています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 先ほどの説明、確かにDV、虐待等の課題というのもニュースで承知はしています。原課から、今回は消耗品の補正予算しかないのですけれども、課題とか、あるいは権利、こういうものの要望という、特に声というのはないのですか。そういったものがもしあれば、お聞きしたいのですけれども、なければいいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** このコロナウイルスの感染拡大に係る部分では、昨年度来から消耗品、備品の交付金ということで、その事業は引き続き今年度も行っていく予定ではあるのですが、そこにまだ未解決の部分としては、やはり3密状態で保育をしている保育士等については、ワクチン接種も今進まない中で、PCR検査のキットなどの購入に苦慮しているというところもございましたので……

○**桃原功 委員** 苦勞している。

○**福祉推進部次長** はい。この課題の一つかなというふうに思いますし、ただ認可園などからも、やはりワクチン接種の優先度を上げてほしいということでの、口頭での要望はあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今PCR検査の、思うように検査ができていないということの窮状ですか、今の説明は。苦勞しているというのは、PCR検査が思うように行き届いていないというか、検査できていないということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** そうです。今現在、国から県を通してのモニタリングの検査であったり、あとは感染症法に基づく行政検査であったりということで、新たなPCR検査ですね、やる話にはなっておりますけれども、やはり都度、例えばモニタリング調査ですと、1人3回までというような縛りもございますので、都度こういった陽性者が出たり、濃厚接触者というふうな形になった場合、都度PCR検査をして、安心してお子さんを預かりたい、預けていただきたいということで、保育士さんたちからの要望はございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** その要望というのは、上に陳情したところですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** はい。陳情はございますし、ここは認可外でございますが、ほかにも口頭ではございませんけれども、認可保育園の園長会からも要望はございます。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。確認させてください。2款1項6目、先ほど桃原委員からもありました、ふるさと応援基金事業から企業版に組み替えるという件について確認させてください。

1,000万円、新しく企業版に組み替えるということなのですが、その1,000万円は、今までも企業版の、企業のふるさと応援基金というのはあったと思うのですが、その1,000万円というのは、今まであった、この事業者が寄附した金額と理解していいのか。それとも一般の方々がやってきたのか、新しくつくる積み立て事業基金とあわせて確認させていただきたい。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回、今日の午後でも基金条例のほうで、総務のほうでお話しさせていただくかと思うのですが、条例の制定のときでも説明させていただいたのですけれども、今まで企業版ふるさとの分、1,000万円というのは、あくまで1,000万円積み立てというものなのですけれども、今まで企業からいただいたものについては、一般寄附として受け入れていたのですけれども、今回企業版ふるさとで活用したのものについては、一般寄附は3割控除なのですけれども、この企業版ふるさとを活用しますと、9割控除が受けられるということで、これは時限措置として平成28年につくられて、これが令和元年のそのときまでは控除が6割だったので、もっと国は地方にそういった財源をどんどん生かしてほしいということで、令和元年に改正されて、令和2年度から令和6年度まで、さらに延びて、それが今度は控除9割という形になっています。

この企業版のものについては、去る3月議会で、総合計画と総合戦略を改正していただいたのですけれども、議決いただいたのですけれども、ここに設定されているKPIという目標指数、そこに書かれている事業に、要するに寄附をしたら控除が9割受けられますよということで、最初、当初予算のときには応援寄附、ふるさと応援基金積立てに6,000万円、そのうちの1,000万円は企業版という形でやっていたのですけれども、やはり企業からというのと、通常のふるさと納税、個人とは分けたほうがいいたろうということで、今回企業版ふるさとの応援基金を、基金条例をつくることになったので、この1,000万円は基金条例という形で、まだ入ってはいないので、その部分で積み立てることを想定して、事業、この総合戦略のほうに充

てていきたいということで、分けたということで、御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。この1,000万円、組み替えるやつは横浜ベイスターズのもので、思っていたのですけれども、そうではないのですか。企業版組み替えるやつ。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ベイスターズの寄附は一般寄附として、また企業版とは別でございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 このふるさと応援基金積立金と、これから企業版ふるさと応援基金積立事業として条例化すると思うのですけれども、基金として積み立てていくのであれば、用途があると思うのですが、これはふるさと応援基金積立金と、この企業版のやつは、用途は一緒と考えていいのか、確認させてください。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今日の午後のほうで説明したいと思ったのですけれども、議案第48号の資料は、皆さん、お持ちではないでしょうか。ここに要するに基金を活用した事業推進のイメージという形で、先ほど話した、この用途は、この企業版の場合は総合戦略で決められた事業にしか充てられないものですから、これがまた資料ですね、議案第48号でお配りした項目の中に、この事業は充てること、企業が申請してくれれば、9割の控除が受けられますよというので、一応図示してはいるのですが、詳しい内容については午後、議案第48号で示した資料を利用して、ちょっとまた再度説明させてください。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、詳しい話は午後ということで、私がちょっと気にしていたのは、要するに用途が違うのであれば、今まで企業版ではないふるさと応援基金に寄附した方々がいるではないですか。それを別のやつの基金に持っていくことに問題はないのかなというふうなことで、これだけ確認させてください。詳しい話は午後でもいいのですけれども、趣旨とか違う基金に持っていくこと自体は問題ないのかということだけ確認させてください。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ふるさと応援、今までの基金の充当先は、実はふるさと応援寄附の施行規則がありまして、そこの中に用途、使い道ということで、教育文化とか、そういったところに既にあてがってはいるのです。今回のものは、今までのふるさとものについては、個人から当然寄附をいただいたものは、教育文化、健康福祉とか、市長お任せとか、そういったところにあてがっています。今回の企業版のものについては、総合戦略で示された事業に対して寄附をいただくということで、全くちょっと別物になっています。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回1,000万円組み替えたのは、新たに条例もつくっていますので、そこに条例と予算、セットですので、そこを組み替えることについては問題ないというふうに認識しています。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 要するにふるさと応援基金に寄附した方々のお金をそこに持っていくのだから、そういう意味では問題ないのかなという意味合いだったのですけれども、条例を制定して1,000万円という話ではな

く、今6,000万円でしたっけ、あつたふるさと応援に寄附した個人の方々のお金も、要するにここに移動するわけなのですけれども、今の話だと、違いますか。私の認識が違っているのであれば。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** ふるさと応援のものを、こちらには使えないものですから、やはり当初予算を組むときには、ちょっと条例を一緒に上げることはできなかったものですから、やはりしっかり企業版の場合は、そういった基金条例もつくって充てなさいということが出てきたものですから、やはり別々にして、しっかり用途を明確にするということで、やはりそのふるさと応援の寄附を使おうとしたら、そのふるさと応援の条例を改正しないといけなかったのです。それではなくて、新たに基金条例を制定して、そこに移すという意味合いなのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ちょっとあまり分からないので、午後、もう一度質疑させてください。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。3款2項2目から3目にかけてなのですけれども、13ページから14ページにかけてですが、保育園であったり、一時預かり等での購入品の予算だと思うのですけれども、これは購入する内容、それぞれの団体に決めるものですか。それとも市から、これを買ってくださいと指定するものですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** この内容につきましては、令和2年度から消耗品だとか、備品ですね、購入にあてがわれるものなのですけれども、それぞれの園でもって、満たされているものと、そうでないものということでございますので、それぞれの園の状況といたしますか、ないものを補充するという意味合いでそれぞれで消耗品と備品をとというような割合になっています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。では、それぞれの団体というか、園でこれまでクラスターとか、あとは感染者が発生した事例はありますか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** クラスターに関しましては、宜野湾市には、まだありません。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 今、認可外のほうで実際感染者が出て、休業していただいた施設が、今累計で8施設。学童については7施設が休園した形になっています。現在休園しているところは何か所かあるのですけれども、既に再開し始めているという状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。感染者が出た場合、市から何かしら指導とか、協力とかは行われておりますか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 先ほど子育て支援課長からも説明ありましたがけれども、実際感染者が出たら、その園は2週間閉めるような形になっております。それで、保健所から濃厚接触者がいないとか、あとはみんなマイ

ナスだったとかという連絡があった場合、2週間待たずにちょっと早めて対応するということもあります。ただ、感染者が出たり、感染者の濃厚接触者が出た場合は、その日は休園、帰ってもらって、消毒作業は行うようにということで指導はしております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分園の方々も大変迷うところがあると思うので、ぜひ市とも積極的に連携、いい方向に進めていただければと思います。

さっき言った14ページ、3款2項2目の説明欄06のところの保育環境改善等事業というのがあって、これも内容というか、もし資料等で頂けたらと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 こちら施設の種類によって補助のメニューが違いまして、今の事業のお話は、保育所とか、認定こども園とか、地域小規模保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設という施設の種類によって事業が決まっております、資料で・・・。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この補助金の意味というか、説明等、実際どう使われるかというのがあれば、その内訳の資料を頂きたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 提出いたします。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。以上です。

(「資料請求」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、資料請求をやっていただきたいと思います。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしく申し上げます。3款2項3目なのですけれども、児童厚生施設費の中に2,000万円余り実際組まれているのですけれども、その内容は、各児童センターの運営事業費として、この各センターで事業費の30万円だったり、40万円だったり、金額が違うのですけれども、その額の違い、査定方法というのですか、それが分かる資料のお願いします。

もう一点は、この事業費の中で消耗品、備品購入に充てていますが、これは現在、この消耗品、マスクとか、ちょっと部長からも説明があったのですけれども、消耗品費は、ここに書いてあるとおり、大謝名児童センターであれば、消耗品、何々を購入している。備品購入に何々を購入することが分かる資料を頂きたいと思います。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 令和2年の実績ではなくて、今後予算に含まれて購入予定のものになりますか。

○上里広幸 委員 予定のものです。これは予定ですよ。

○こども企画課長 はい。

○上里広幸 委員 例えば大謝名児童センターさんから、今、マスクが不足しているから、これで買いたいですということで、数字が出ていると思うのですよ。何々を買いますという前提であると思うのですけれども、なので備品の購入費というのは全部違ってくるのですよね、各児童センターで必要なものは違ってくるので、数字が違ってくると思うのですけれども、その認識でいいのですか。そういうのが分かる資料を頂きたいで

す。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 提出いたします。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点お願いしたいのですけれども、今コロナ禍で各企業さんとか、個人が、宜野湾市のほうに寄附していただいて、マスクとか、児童のために使ってくださいというふうにして、そういう寄附があったと思うのです。それでも補い切れないので、この予算が組まれているのか。それとも、この寄附したマスクとか、様々ありますよね。そういったのは、どう分配されているのか、分かる資料は、児童センターに対して。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 委員がおっしゃる、このマスクなどの寄附についての、健康推進部のほうで一旦受け付けをして、必要な箇所に分配するというような内容になっていますので、健康推進部のほうに話を通して、もしそれが可能であれば提出していきたいと思います。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私も資料請求でお願いします。まず、12ページの2款4項10目の01の衆議院選挙の備品購入費というのがありますけれども、これは何で購入するのか、何なのかというのを資料で頂けたらと思うのですけれども、簡単に説明できますか。

○桃原朗 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。こちら衆議院議員総選挙の備品購入費となっております、内容としましては、最高裁の国民審査、投票読取集計機が253万円、もう一つが、投票事務の際に使う選挙人名簿の製本70万4,000円、こちらとなっております。。

○岸本一徳 委員 資料で頂けますか。

○桃原朗 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 こちら資料といいますか、今まで使用していた機械、こちらが故障、経年劣化がございまして、買い換えとなります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 先ほど3款2項2目が保育所とか、児童センターとか、またがっているのですけれども、備品的な、消耗品には当たらないかもしれませんが、保育所辺りでも、それからまた児童センターでも、どこでもそうですけれども、やはり換気とか、風通しがいいとか、窓を開ければ、そうなるのかなとも思うのですけれども、そのために例えば換気扇とか、様々こういうものもしっかり活用して、空気が滞留しないように、ちゃんと流れるようにという、そういう工夫というのは、保育所や児童センターや学童とかも、こういう指導というのは、しっかりやっていらっしゃるのか。現場からは、こういうふうには、この機器が必要だからいただきたいという、実績等、それからまた要望とかありましたら、なかなか予算の関係で実現できませんでしたということなのか。これは着実に、そういう予算化をしていけるのか、そこの確認をしたいと思います。消耗品費という形で、説明が先ほどからありますけれども、こういうものはございせんか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** やはり感染症の防止のためには、換気というの、今できる範囲の中では最大限やっておりますし、庁内もそうですけれども、各施設においても、その呼びかけはしている状況です。先ほど来ございます、換気に係るような、消耗品は消毒液とかございますけれども、備品での計上もまたしておりますので、そこでは例えば空気清浄機、あるいは扇風機で空気の滞留を防ぐという、換気をしていくということで、そういった予算上の措置はされていますので、今現にこれが必要だよというような形の要望は受けていないというふうに考えております。十分に間に合っているものだというふうに認識しており、この予算が通りましたら、そこでも新たに購入できるものですので、そこでも十分にできていると認識しています。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに資料請求する方はいらっしゃいますか。知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** 先ほど岸本委員からありました、12ページの衆議院選挙費用なのでございますけれども、1,000万円を3,000万円で購入、さっき機器の購入で323万4,000円だったのでございますけれども、全体的な予算、3,405万4,000円の内訳の資料というのを頂けますか。

○**桃原朗 委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**選挙管理委員会事務局長** ちょっと確認、今回の323万4,000円の資料。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** いや、補正前の3,000万円と補正額を合わせた3,405万円の内訳の資料。

○**桃原朗 委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**選挙管理委員会事務局長** 資料を提出いたします。

○**知念秀明 委員** では、お願いいたします。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

○**知念秀明 委員** はい。

○**桃原朗 委員長** ほかになければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時01分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時11分)

○**桃原朗 委員長** 続きまして、4款衛生費、10款教育費、14款予備費について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしくお願いたします。6ページの歳入で7,869万3千円、衛生費国庫負担金が出てきています。質疑は18ページに同じく新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金7,869万3千円とありますが、口頭でいいので、今ワクチン接種をやっている市立体育館等の人件費だったり、いろいろな出費だと思うのですが、改めてどういった内容なのか説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書18ページ、4款1項2目の予備費

繰り出しにおける新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、今回記載にあるとおり国保連合会の事務手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金の増額に伴いまして、それぞれ負担金と補助金の増額の補正を組んでおります。中身といたしましては、国保連合会事務手数料におきましては、これまでは市外医療機関に加えて、市内医療機関も国保連合会を通して接種費用の請求と支払いを行うことになったための、市内医療機関のほうの追加があったために419万1,000円の増額を行っております。

また、委託料におきましては、このワクチン接種における接種費用でございます。その部分が今回4月30日に国のほうにおいて時間外及び休日の接種について、それぞれ加算があったために今回7,869万3,000円を増額しております。通知の内容におきましては、時間外加算、当初2,070円の技術単価であったものが、時間外が2,800円、休日においては、同じく2,070円から4,200円、1件当たりですね、に単価が増額が、正式な通知ではございませんが、その部分の案が示されたために増額をしております。

使用料及び賃借料におきましては、今回市立体育館のほうを指定管理者において管理運営等してございますが、その部分の使用料について、どのような形で集団接種を行うのか、今現時点で日曜日と水曜日、木曜日の定期接種が決まったことによって、それぞれ不足分の108万5,000円を増額しております。また、負担金におきましては、ディープフリーザーを設置する医療機関に稼働に係る電気料金のほうが必要となったために当初計上はしてございませんでしたが、6万7,000円の補正増を行っているところでございます。それに伴いまして、6ページのそれぞれ衛生費国庫負担金、衛生費国庫補助金のほうの金額を増額で予算要求、計上しております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今の説明で、もう少し確認したいのですけれども、今次長のほうで単価というふうにおっしゃっていましたがけれども、2,070円と2,800円、2,800円と4,200円と、これは単価というのは時給ということなのですか、意味は。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。こちらのほうは接種とか、請求とか、国の金額で1回接種に当たって2,070円の技術単価が示されております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 次の説明で、今日曜日、水曜日、木曜日、実施していますけれども、多分これはお医者さん、看護師さんの都合、医療従事者の方々がお休みのときに対応されていると思うのですけれども、108万円という金額は、すみません。何ですか、これは賃借料なのですか。金額は聞こえたのですけれども、何がというのが、聞き逃してしまったのですが。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。18ページの使用料及び賃借料108万5,000円を増額の内容についてということでございますが、この部分に関しましては、当初市立体育館の使用料等計上してございましたが、この部分が、まだ何曜日を実施するのか、あるいはどの時間帯で実施するのかというところが、まだ明確でなかったがために、今回日曜日の実施、水曜日の実施、木曜日の実施の使用料、それぞれ光熱水費であったりとか、体育館のフロアの使用料であったりとか、そういったものを積算し直して、不足分の108万5,000円を計上しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私、市立体育館の賃借料は、発生しないという認識だったのですが、宜野湾市のコロナワクチン接種の事業で市立体育館の賃借料というのは発生するのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 国から示されましたQ&Aの中において、今回市立体育館においては、管理のほうに指定管理者が行っております。公の施設の利用に関しまして、全額免除等とございますが、指定管理者は、民間のほうにそれぞれ指定管理を委任してございますので、その部分に関する使用料が、補助金のほうとの、コロナワクチンの接種体制確保事業という補助金のほうにおいて、そういった使用料の支出も可能ということですので、その部分を計上してございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。今、日曜、水曜、木曜のワクチン接種で、宜野湾市の65歳以上のワクチン接種率というのは、今は何%なのか、お伺いします。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 65歳以上、4月12日から郵送しております。2万1,000名です。体育館の、今現時点で6月までにおいて1回目の接種率が5,400人、2万1,000名で計算すると約25.7%、2回目接種率が2,800人、こちらも2万1,000名で計算すると13.3%でございます。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく言われることなのですが、例えば人口の少ない町村などにいくと、1回目の接種率のパーセンテージと2回目の接種率のパーセンテージがほぼ大体合致する。ところが、都市部にいくと、この2回目の接種率というのは、ぐんと下がっているのです。この辺の原因というのは何なのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。今回このワクチンにおいては、ファイザー社製のワクチンを使用しております。1回目接種後、3週間空けて、その後に接種することが望ましいということがございますので、1回目接種を受けた後、どうしても3週間空けないといけないということで、2回目接種の率のほうで、どうしても下がってしまうと。小さな市町村だと、例えば接種スタートから、例えば一月後、二月後すると、その部分はもう差がなくなっておりますので、接種は終わっておりますので、同様な数になるかと思うのですが、規模がある程度大きな市町村となると、先ほど申し上げたとおり3週間空けないといけませんので、どうしても1回目の接種率と2回目の接種率は差が出てくるということでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私の母も、おかげさまで、市立体育館で2回目の接種まで終わらせていただきました。ありがとうございました。そのときに1回目、2回目、私も体育館の状況を確認したのですが、そう大きなトラブルもないような感じで、スムーズにできていたという印象がありました。大変お疲れさまです。

それで、お尋ねしたいのですが、今65歳以上の2回目の接種率は13.3%ということなのですが、65歳以上の方々がある程度、もしかしたら、その接種を受けないという方もいらっしゃるかもしれない。そういった方も含めてでいいのですが、次は65歳以下に移行する計画というのあれば説明いただけますか、いつ頃予定しているのかという。

べても、この単価というのは同じ程度なのか、それともやはり今回はコロナのワクチン接種を進めるということで、普通の単価よりも高い単価で設定されているのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 平安座委員の御質疑にお答えいたします。御質疑の趣旨としては、2,070円の単価の考え方ということで、通常の場合ですと、例えばインフルエンザの場合とか、医療機関が製薬会社からワクチンを購入して、その購入したものに関して市町村が提示された金額どおりに接種する場合がございます。

今回の場合は、そういった医療機関がワクチンの準備の手配とかも国、都道府県、市町村を通じてしますので、一概に金額的には高い低いというのは、仕入れがあるなしとか、そういった状況も異なりますので、一概には言えないかと思えます。

ただ、今回の部分に関しては、国が、そのワクチンを都道府県を通じて市町村に配布するというような形になっていますので、医療機関が個別の製薬会社でワクチンを購入することがないというところがございます。今回時間外が2,800円、あるいは休日の単価が4,200円という形になったのは、ワクチンの接種を早めに推進したいという国の意図もございますので、そういった意図で、今回示された時間外と休日、それぞれ加算されたものというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** もう一点確認なのですけれども、この金額は、これは市町村が決めるという趣旨の話だったと思うのですが、市町村によって、この金額はばらばらなのですか、沖縄県の自治体において。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 平安座委員の御質疑にお答えいたします。こちら厚生労働省から発出されてございますので、どの市町村に行かれましても単価は同じ単価の2,070円でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。大体今全国的に接種率が高い県と接種率が低い県があるものですから、市町村でばらばらで、この単価が高いところは多く人を集められるのかなと今思ったものですから、質疑させていただきましたけれども、ではこれは単価は一律、一緒ということでありますね。分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに質疑のある方。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 20ページの10款2項2目、説明欄の01、それと次のページの10款3項2目の01、2つとも関連しますので、私のほうからは新入学用品費、新入学児童学用品費等、これは小学校、それから中学校は新入学生徒学用品費というふうにあるのですけれども、小学校は271万2,000円、中学校は443万5,000円の補正でございますが、これは単価を引き上げて、そして前年度といいますか、令和2年度内に支給をした差額を、これから補填をしていくといいますか、支給をしていくという、この予算が通れば、そういうふうな形になるかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 岸本委員御質疑の10款2項2目と、あと21ページの10款3項2目の、小学校費と中学校費の新入学用品費等の支払いの内容ということですが、今、委員おっしゃったように令和3年度、今回の4月で入学した小学生と、あとまた中学生に対して既に今年の3月に小学校は1万9,900円、そして中学生は

2万2,900円の支払いを既に済んでいるという状況でございますが、その増額した差額分、小学生でいいますと2万700円、そして中学生で2万4,500円、その差額分を今回支給するというものでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 3月議会で確認をして、答弁されて、検討しますということでしたけれども、この6月の補正で、早速予算を計上していただいて、上程をしていただいたことには感謝をしたいと思いますけれども、これは振込なのでしょうか、それとも現金の支給のような形になるのでしょうか、どちらでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 全て振込という形です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** その際に、単価が改正で、こういう形で追加の支給といいますか、差額分の支給になりましたというような内容の通知、対象者には、それはきちっといくという理解でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 支給が8月ということで予定してございますので、それまでには、その対象者の保護者につきましては、全て文書で通知したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、次年度からは、この単価で、いわゆる新入学、小学校1年生、中学校1年生については、こういう形で改正をした、こういう改正をしましたというのは、ホームページ上とか、様々皆さんの学校現場に対してそういう通知や、それからまた通達や、そういうものはなさるということで理解してよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 今回増額した金額につきまして、小学校、中学校へも委員おっしゃるような通知をしてまいります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この単価の根拠は、宜野湾市の就学援助事務取扱要綱によって定められていると理解しているのですが、そこはもう改正をしたというふうに理解していいのですか。それとも予算が通ってから、そういうことは改正の手続をしていくということになるのか、この辺の確認をさせてください。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 要綱につきましては、もう既に改正しております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、参考にお伺いをいたしますけれども、もちろん小学校1年生にランドセルは必需品ですので、これは購入をすと思います。それからまた、中学校に入ると、どこの中学校でも制服がありますので、制服を購入するということが最優先だろうというふうに思うのですが、そのほかにも新入学に当たっての準備をしていくものというのが、恐らく全国的には、そこはどのぐらいという一定の平均額とか、それから通常これだけ必要であるというのが、目安があると思いますけれども、決して全額、この新入学の対象者に全額支給をされるとは思っておりませんが、その一部にしていくというのが、この就学援助の中身だというふうに思っているのですが、例えば宜野湾市内の小学校に上がる子供たち、

9校でしたっけ、それからまた中学校も同様に、平均、こういう小学校1年生が、それからまた中学校1年生が上がっていくことにどのぐらいかかっているのかということは、皆さん把握をした上で、この単価改正ということで、議論といいますか、検討の内容というか、そこを重視して検討していったのか、これについては、いかがですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 今回の増額の単価という部分につきましては、11市の状況を見まして、一番高いところ、その金額が宜野湾市を含めないと10市中で大体6市、もしくは7市ぐらいが、今の一番高い金額がございましたので、その金額に合わせているという状況でございます。

今、委員おっしゃったようにどのぐらい新入学、小学校1年生、中学校1年生について具体的な平均単価という形のもの、ちょっと確認をしてございませぬので、ちょっとその辺のところのものも今後の参考という形で調査したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** これはお願いなのですが、やはりそこら辺を、水準というのですか、それからまた市内の中学校へ上がる生徒、それから小学校に上がるお子さんの、やはり準備がどのぐらいかかっているのかということ、皆さんは平均でもいいですから、把握をして、そこら辺押さえていったほうがいいのではないかなと私は思うので、この際ですから、アンケート調査なり、それからまた学校なりで、この辺のことは最低限必要な金額は幾らですよと、恐らく制服だけではなくて、体育着やジャージや、そういったものも必需品だというふうに思っているのですけれども、そういう部分で、どの程度なのかということで、しっかり把握をしていていただきたいし、今後もまた改正、単価の見直し等検討する際には、そこは私は分析をしていく資料になるのではないかなというふうに思うのですけれども、この点はいかがですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 当然この単価を決める際には、例えば各市の状況であったりということで、予算が取れるところでございますので、それらの状況も鑑みながら、その辺各学校の実際に使う金額は幾らなのかというものは調査していきたいと考えております。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。19ページ、10款1項3目の教育指導費の01の会計年度任用職員報酬増額の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 宮城委員御質疑の10款1項3目の説明欄01の学校教育事務運営費40万9千円につきまして、今回コロナ禍というところの中で、例えば各学校にいろいろな国からの補助金を活用して、例えば消耗品を購入するという形ものがございませぬ。実際にどういうものを買入れたかという形ものが、学校から伝票で上がってきたりとか、そういう形ものが出てきますので、それに対応する形で会計年度任用職員を今回7月から9月まで任用しようかなという考えでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ということは、これは各学校に1人採用なのか、もしくは1人の

方が何校か、複数の学校を対応するのか、どちらになりますか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 1名を予定してございまして、学務課のほうで採用というところの中で、各学校から出てくる伝票などを精査するという形になります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質疑ですが、20ページ、10款2項2目の要保護及び準要保護学用品援助事業について、これは先ほど岸本委員がいろいろ質疑されたのですが、これは下のページも併せて小学校の児童と中学校の生徒が対象になっていると思うのですが、それぞれの人数を伺いたいのです。もしできたら過去5年、10年程度の人数の経緯が分かる資料を提供していただきのですが。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 宮城委員資料は・・・。

○宮城政司 委員 すみません。頂いています。ありました。では、ちょっと質疑を。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。質疑を変えさせていただきます。対象者の定義と申しますか、どのような申請か、申請主義なのか、もしくは別の定義方法があるのか、そちらをお伺いいたします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 基本的には、申請を行っていただいて、それをこちらのほうで精査して、それに合致するかどうかというところを確認がございまして、申請をしていただくということではあるのですが、やはり全ての保護者に、どういう形で、こういうふうな制度がありますよと周知するのが一番の課題だというふうに思っておりますので、これは各学校、保護者に児童生徒を通じて、その申請書なり、例えばチラシなりで周知する。そしてまた、ホームページでも行うとか、あとまた1年生でいきますと、就学時健診とかございますので、そのようなときに一応チラシとか配布して、周知しているところです。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは以前は、家庭訪問を実施したときに、その家庭で親御さんと直接対話をしながら、こういった制度もあるのですけれどもというふうに案内をしていたと聞いていたのです。それが今はそうではなくて、申請ベースになっているというふうに伺っていて、その結果、申請が減っているようなことはないのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今回資料を提出しております。その真ん中辺りに表がございまして、平成28年度、平成29年度という形の中で、今回令和3年度、申請者、そして認定数という形の中でございまして、平成30年度が、ちょっと数値としては一番高いのかなというところで、令和元年、令和2年、今年度という形で、ちょっと下がっているという状況はございます。若干今年度については、ちょっと上がっているのかなというところがございますが、今、宮城委員がちょっとおっしゃったように、周知は各児童生徒に手渡しをしながら学校のほうでやっているところがございますが、家庭訪問のときでも、こういうふうなことはございますよという形で、一応チラシは配布しています。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 市内のある方からの相談では、以前は家庭訪問のときに提出までできた。だけれども、今は提出をするタイミング、見られるのもちょっと嫌だというような声もあったので、その辺りはぜひ検討していただきたいなと思います。

これは申請して認定されている数に差があるのは、すみません。この頂いている資料からなのですけれども、申請者に対して認定されている数が差があるのは、どういった理由が多いですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 いろいろな世帯によって状況とか違うのですけれども、認定から外れている世帯は、例えば一定の収入よりオーバーしていたので、認定に合致しなかったところのものが多いのかなと考えています。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 基準の収入があって、それを超えているけれども、申請されていたということなのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 申請をしていただいて、その中身を精査して、それが基準値内なのか、それを超えるのかということ、これはやはり審査しなくてははいけませんので、1度は申請していただくということになります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。とても大事な事業だと思うので、丁寧にやっていただければなと思います。ありがとうございます。

あと、次の質疑をさせていただきます。23ページ、10款5項7目の学習センター費の、説明欄01の教育環境整備事業、こちらの説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 委員からの御質疑にお答えします。10款5項7目の学習センター費の2つの項目、委託料、G I G Aスクールサポーター、7月から3月までの配置をするための委託料でございます。使用料につきましては、G I G Aスクール端末、パソコンを用いた授業において教科書等いろいろやり取りする場合があります。これらについて著作権の支払いが発生するものがございます。これの使用料になります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これが補正予算となった理由を伺います。

○桃原朗 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 まず、委託料のほうです。当初予算では、4月から6月までG I G Aスクールサポーター委託料を計上して、現在執行中でございます。こちら4月から6月までの間、集中的にG I G Aスクールサポーターで学校の先生のサポートをして授業ができるような形にして、7月以降、学校現場で授業が行えるという予定でございました。ただし、今G I G Aスクールの授業自体が年度切替えの準備に思わぬ時間を要しまして、開始を始めたのが6月になってからです。また、国の補助金で令和3年度のG I G Aスクールサポーターの補助の申請がまたございましたので、それらを活用して、また7月から年度いっぱい、3月までG I G Aスクールサポーターを配置して学校を支援しようとするものです。

もう一点、使用料のほうです。こちらにつきましてのG I G Aスクール端末を用いた授業のやり取りというのが、当初予算計上時にはまだ整理がついていない状況でした。これらを回避した形で授業ができるのか、子供たちとどのように先生方が授業できるのかというのに整理がまだついていない状態でしたけれども、これらをいろいろ確認する中で、現場の先生方に意見を聞いたところ、この著作権の使用料を支払って、しっかりとした形で授業を進めたいということで、今回計上させてもらいました。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。丁寧な説明、ありがとうございました。

それでは、このサポーターって何年配置予定なのですか。それは各学校単位に1人なのか、それとも何名かで幾つかの学校を見るような配置になるのか、その辺りの説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** G I G Aスクール担当主幹。

○**G I G Aスクール担当主幹** G I G Aスクールサポーターは2年で、学校13校をカバーする形にしております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。十分ですか、足りていないという感じですか。

○**桃原朗 委員長** G I G Aスクール担当主幹。

○**G I G Aスクール担当主幹** こちらG I G Aスクールサポーターだけですと、2名なのですけれども、それとは別にI C T支援員の委託を今2名しております。結果、今4名、学校のカバーをしている形になります。それらが宜野湾市でいえば中学校4校を拠点としてカバーしながらサポートしているという形になります。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** その結果、十分ですか、もっと必要だというふうになりますか。これからの活用次第ですか。その辺りの見解をお伺いします。

○**桃原朗 委員長** G I G Aスクール担当主幹。

○**G I G Aスクール担当主幹** やはり学校現場の先生からいうと、どんどん活用したいというお声もあります。ただし、先生たちも具体的にイメージできていない、また我々も中学校単位で回ることによって、隣の学校はこういうふうにしていましたという情報を持っていきまして、できるだけ先生方に負担のないようにカバーしているところです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございました。これは様子を見ながら、進み具合を見ながらというところもあると思うのですが、現場の学校の先生が、こういうふうにサポーターというか、学校の先生たちに教えて来てくれて大変助かっているというふうにも聞いていますので、ぜひこの辺り丁寧に学校側への支援というのは対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質疑、最後に24ページの10款6項1目保健体育総務費、新型コロナウイルス感染対策消耗品費296万円、こちらの説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 24ページ、10款6項1目の説明欄01、保健体育事務運営費296万円でございます。これは新型

コロナウイルス感染症の対策として、市内の9園の幼稚園に、例えば感染を予防するための消耗品費を計上するための296万円という形でございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 各園、どういう金額かというのを資料で頂けますか、どういった内容が行われているか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 これは各園ごとということですか。

○宮城政司 委員 名前が出せないのであればいいのですけれども、各園で、この金額で、それがどういった予定で利用されるのか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 資料を提出したいと思います。

○宮城政司 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 明日もありますけれども、資料請求があれば、今で言っていたきたいのですけれども、よろしいですか。

(「委員長、すみません」という者あり)

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほど宮城委員の就学援助の件について、先ほど私のほうで家庭訪問でチラシを配っているというふうにちょっと答弁を行いました、家庭訪問を行って、チラシを配布しているという状況の中で、今年度につきましては、すみません。コロナの影響で、小学校、中学校は家庭訪問は行ってないという状況でございます。ちょっと訂正させていただきます。

○宮城政司 委員 昨年度からですか、今年度からですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 すみません。昨年度からでございます。申し訳ございません。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後12時06分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後12時08分)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第47号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後12時08分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第53号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第53号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後2時00分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

○桃原朗 委員長 お諮りいたします。

議案第53号については、議案の提案趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第53号に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひします。今回議案第53号は補正予算で、第3号と第4号の比較、見ているのですけれども、第4号は総額で2,500万円、中身は、8ページの歳出の児童厚生施設費、説明01番の放課後児童対策補助金1,600万円、それと02番の放課後児童クラブ開所支援事業6ページ、あるいは7ページ辺りの、特に7ページの財調の繰入れが主な要因かなと思っているのですけれども、第3号に比較すると、第3号の放課後児童対策補助金1,640万円、午前中に審査したのですけれども、この関連性、なぜ一般会計補正が、このように放課後児童対策補助金事業が出てきているのか、関連性を説明いただけますか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 委員の御質疑についてお答えいたします。まず、補正第4号なのですけれども、こちらのほうは第3号補正に間に合わなかったというものでございまして、理由といたしましては、今回新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って市内小中学校が休校になりました。そういうことがございましたので、例えば8ページの説明欄01、認可外保育施設開所支援事業がございしますが、こちらは市の要請に応じていただいて、家庭内保育をしていただいた方々、保護者に対して保育料の日割り返金をする内容でございます。

また、同じページの3目、児童厚生施設費の01の放課後児童対策補助金、こちらも小中学校の休業に伴って午前中から開所しなければならないという場合に、その支援を行うという事業で、02番の放課後児童クラブ開所支援事業、こちらも原則開所という市の要請に応じていただいた保護者へ日割り返金をするために計上した内容でございます。第4号については、6月8日から6月20日まで小中学校が臨時休業になったということ踏まえての計上でございます。

委員お尋ねの補正第3号でございますけれども、こちらは民間の学童クラブ放課後児童対策補助金事業を

計上しているのですけれども、こちらは先ほどから申し上げているように、それぞれの施設で必要となる消耗品であったり、備品を購入するための41事業所に向けての計上になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ごめんなさいね。ちょっとつい立てが多くて聞こえなくて。あなたのせいではない。そうすると、今回は都市部が休校になって、町村の部分では休校になっていない箇所もあるのですけれども、大体休校になったために、この補正の提出の仕方が、こうやって2つに出さざるを得ないという状況になったということで、理解していいのですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** そのとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは大体全県一緒なのですか。休校にならなかった町村というのは、このような定例議会で2つ出すというやり方ではなくて、まとめて補正の提出ということに、ほかの町村の予算は分からないかもしれないけれども、大体休校になった都市部の自治体の補正の提出の仕方は、こんなふうに出しているのですか。その辺分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** ちょっと私のほうでは確認できておりませんが、今回放課後児童クラブに対するあてがいにつきましては、子ども・子育て支援交付金を活用しておりますので、恐らくですが、どの自治体でも行っていると思われそうですが、もう一つの認可外保育施設開所支援事業につきましては、市単費で行うものでございますので、こちらは確認はしておりませんが、宜野湾市独自の政策となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。次に、財調の繰入金についてお尋ねしますが、この第4号でも1,000万円繰り入れしていますね。午前中の第3号では4,700万円、それは何ですか。こつこつ貯金していこうということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの財政調整基金についての御質問にお答えいたします。補正第3号と関連いたしますので補正第3号も合わせて答弁させていただきます。

補正第3号では、補正第3号の2ページにございますけれども、4,400万円の財政調整基金からの繰入れて、取崩しでございます。その前に理由としましては、補正第3号の歳出予算、国庫補助、県補助を財源にして事業がございますが、市単独費が必要になる事業でございます。その市単独の一般財源分を賄うために補正第3号では4,400万円、この財政調整基金からの繰入れを行っております。

○**桃原功 委員** 取崩し。

○**財政課長** 取崩しです。続いて補正第4号では1,000万円取崩しを行っておりますが、こちらについては、福祉推進部次長から答弁ありましたとおり、歳出事業で8ページを御覧いただきたいと思います。8ページの3款2項3目児童厚生施設費の説明欄01と説明欄02、これは放課後児童クラブに対する午前中からの開所支援と、あと保護者への返金が生じた際の支援金でございますが、こちら内閣府からの補助、子ども・子育て支援交付金、これは国補助が3分の1でございます。さらに、県からも3分の1の補助がございますが、

市も3分の1の負担が生じてまいります。さらに、その上の3款2項2目、説明欄01、認可外保育施設開所支援事業、こちらについては、市単独費での今回予算計上となっておりますので、こういった市の単費がどうしても必要になる。その一般財源所要分を1,000万円取り崩しを行って予算補正を行ったところでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 取崩しね、分かりました。

○桃原朗 委員長 ほかに。石川慶委員。

○石川慶 委員 すみません。8ページ、3款2項2目、先ほど少し単費でということで、認可外保育施設開所支援事業のお話がありましたけれども、これは皆さんが提出する資料、市内小中学校が6月8日から6月20日まで臨時休校措置が取られたということであるのですけれども、いわゆるその期間の間の、これは補償というか、そういった形になるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 こちらにつきましては、6月8日から6月20日までの間ですね、市のほうから保護者に対して、できるだけ家庭保育、登園自粛をお願いするという文書を発送しておりますので、その期間だけの補助になっております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 この期間ということなのですが、宜野湾市では5月23日に沖縄県で緊急事態宣言が発令されて、令和3年5月24日から6月20日までの間、家庭保育の協力を求めていると思うのですよ。何が言いたいかといいますと、5月24日から協力している方が多いと思うのです。その5月24日から6月7日までかな、その期間の補償というのはないのかなというのが気になるのですけれども、その辺の御見解はどうですか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 その期間は、あくまでも協力依頼ということで、お願いしていたものになります。6月8日から学校が閉まったことによって、今度は要請になるので、登園自粛の要請、前は協力依頼という、ちょっと若干違うのですけれども、補助の部分は市が要請した場合が該当するとうたってありますので、そういうことで協力依頼と要請で取り扱いが違っております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 前回緊急事態宣言を発令したときも同じような状況、この前、要請ではなくて、協力依頼をやったことはなかったですか。ちょっと僕の勘違いですか、前は。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 去年の4月は、学校が休業したものですから、こちらも同じように登園自粛の要請になったと思います。その後、何回か緊急事態宣言が出て、8月、9月は自粛の要請をしております。そのときも対応して補助しております。その後にも何回か緊急事態宣言出たときあるのですが、こちらは協力依頼になって、要請は2回行っています。今回合わせると、都合3回での登園自粛要請となっております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 今、皆さんが、協力依頼した分にはちょっと出せないよ、要請だと出せるよということでし

たよね。実際この対象の認可外保育園さんとかからは、どういった声が上がっているのか、この辺まで補償してほしいとか、そういった声は上がっていないのか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** やはり協力依頼になると、保護者に対しては協力依頼なので、弱いところがあるということで、また費用の日割りもないということで、なかなかお願いしづらいというところはありました。要綱も私たち定めてきて、市の要請に基づくものでないと該当しないということがあるものですから、お願いして協力していただいている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 分かりました。ただ、僕たちのほうにも、そういった大変厳しい声が聞こえていますので、今回のこれに限らず、できないと思うのですけれども、今後そういった声も聞きながら行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。提出いただいた資料からお願いしたいのですが、大きく3つ、認可外保育施設開所支援事業と放課後児童対策補助金事業と放課後児童クラブ開所支援事業、これはそれぞれ対象は明確に、例えば認可外保育施設開所支援だと153名とあります。2番目の放課後児童クラブのところは41施設、一番下のほうの放課後児童クラブ、これも開所支援、こちら1,633人なのですけれども、これはマックスの数字ですか。それともマックスに対して、この程度だろうという見込みを踏まえた数字ですか、どちらの施設数、人数か、御答弁をお願いします。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** まず、一番上のほうですね、保育料返金のところですか。こちらは153名と書いてありますけれども、4月1日現在の無償化対象以外の方のマックス、トータルの数字になっています。それに日割り学校休業に伴う要請、登園自粛をやっていたら数であろう数が、3分の2くらいかなということで、153名に登園自粛をしていただけたらという割合を掛けて算出しております。

その下の41施設というのは、学童の施設数、全体のものなのです。全部午前中から開けていただくという前提で41施設計上しております。

その下は、学童の今登録されている人数ですね、1,633名、これに登園自粛の割合を見込んだ割合をかけて出しております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。この計算式も、ちゃんと家庭保育率と書いてあります。ありがとうございます。

この支援なのですが、これは当局で把握している施設に対して当局のほうから案内をするのか、それとも申請ベースで行われるのか、どちらなのですか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** こういう補助があるよというのは、案内を出して、実際対応していただいたところに申請をしていただくこととなります。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 心配しているのは、例えばこういう支援をやっているにもかかわらず、情報がなくて、支援したかったのだけれども、できなかったみたいなことはないようにしてほしいのですけれども、41施設が全てだとしたら、案内はちゃんと直接というか、やられるということですね。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 文書でも各施設に出しておりますし、ホームページのほうにもアップしておりますので、通知漏れはないと考えております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ということは、家庭保育率の変動によっては、誤差が出ることは想定されていますか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 対応していただけるのが、大体でしか見込みを立てられなかったものですから、実際の予算額から余ることも考えられますし、足りなくなる可能性もないとは言えないのですけれども、多めに計上はしているところです。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと緊急な対応になるかもしれないのですけれども、これで児童クラブの保護者の皆さんが助かると思うので、ぜひ漏れがないように、皆さんがちゃんとこの支援を受けられるように対応をよろしくお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかにありませんか。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料のほうから少し御説明をいただきたいと思うのですけれども、認可外の場合、保育料を返金というの、この自粛といいますか、登園自粛とかやっているのは限られた、何か所か、7か所とか、9か所とかって、午前中、そういう話もありましたけれども、そういうところが、この予算計上、補正は対象という理解でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 先ほど7か所と言ったのは、実際感染者が出て、現在休業している施設の数でございます。こちらの登園自粛というのは、実際開いている保育所とか、学童は開いているけれども、保護者に対して家庭保育ができるなら登園しないでくださいというお願いをしている分になりますので、それとは数が違ってきます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 7か所、このコロナの感染によって、今閉園している、2週間ほどやるわけですね。そういうときの補助、支援というのは、市は、今回の予算の中には計上されているのですか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 実際にコロナ感染で閉園しているところが、年度当初からありますので、こちらは財政課と調整させていただいて、予備費で対応するというので、別の支援、休業支援ということで支援しているところです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ、放課後児童クラブの平日の午前中からの開所に必要な経費を補助するとありま

すけれども、今は学校は休校中ですので、午前中も、そういう対応をしているところも実際にあるという認識でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 ほとんど開けていただいていると認識しております。ただ、ちょっと時間がですね、支援員のローテーションが組めなかつたりすることもありますので、大まかな時間が早まっているところもあると聞いています。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 昨年も、そういうことで放課後児童クラブのほうですね、何か所か回らせていただいて、意見も聴取したのですけれども、そのときに、やはり急に要請があっても、なかなか人が確保できないとか、そういう体制が整えられないとかということもあって、休校になるのも突然決まったような、県のほうからの、やはり休校だというふうなことで、各市町村、対応してきたようなところがあるのですけれども、今回に限らず、また将来的にもないとは限りませんので、その辺のやはり対応の仕方、対処の仕方みたいなものが、役所としては、こういうふうにしてもらいたいとか、それからまた保護者にとっては、やはり預けないと仕事に行けないという、そういうことになるわけですが、そこら辺との兼ね合いですね、なかなか難しい話だとは思っているのですけれども、これは必ずしも学校で決めてもらっても、前もって、そういう心の準備、体制の準備をしないと対応できないというのが本来の実情だというふうに思っているのですけれども、この辺のことについては、昨年もそういうことを経験していると思うのですけれども、今は、そこはちゃんと対応ができていくのかどうなのか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 実際1年生から3年生までは学童が閉まっているとか、保護者がどうしても預けないといけないという場合は教室で受け入れしているというのは伺っております。学童でも人員が確保できないとかありますので、赤道児童センター、じゃんけんぽん巡回の学童があったのですが、これもコロナでちょっとストップしていて、支援員が2人おりますので、そこで臨時的に受け入れていただくという枠を確保はしております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そういうニーズというのはあるわけですか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 実際まだ上がってはきていないところです。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくお願ひします。資料の放課後児童クラブにおいての、平日の午前中からの開所の必要な経費なのですけれども、この開所支援事業、日額1万1,000円とあるのですけれども、これは今までは学童クラブは午後から開所していると思います。これを午前中から開けた場合に事業に対し1万1,000円を補助するということがよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 そうでございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 学童さん、聞いていると、他市町村もそうなのですけれども、開ける時間がまばらなのですよ。6時半、7時に開ける学童さんもいれば、その後の8時、9時とかに開ける学童さん、その遅く開所する学童さんも早めに開ける学童さんも1万1,000円の補助になるのか、教えてください。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 補助となります、子ども・子育て支援交付金の要綱によりますと、一支援単位当たり日額1万1,000円という定めがございますので、時間の少ない、多いというところでは、関係ないことになるのかなと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 少し不平等なのかなと思うのですよ。学校に子供たちが行く時間、大体8時までには行くと思うのですけれども、それ以降に開けている学童さんも現在あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 すみません。ちょっと開所時間、まちまちなので、そこまで確認が取れていません。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 その辺は宜野湾市として、何時から開けていただきたいということは、お願いできる立場にあるのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 協力依頼ということで、できると思いますけれども、個別に施設と調整しながらになると思います。保護者のほうから、お迎えに間に合わないから、ちょっと延ばしてほしいというお声もいただいているところでございます。この場合は、施設に連絡してどうにかできないかということで、お願いはしているところです。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 学童さんに連絡協議会がありますから、そことも調整しながら、保護者が仕事に行く時間と子供が学童に行く時間が合わなかったら、やはり子供のことが心配になってしまうので、その辺はできるだけ調整していただきたいと思います。

次の人材確保支援事業、日額2万1,000円とありますが、これもその人材を1人でも増やせば2万1,000円の補助金があるのか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 これも先ほどと同じように1支援につき2万1,000円なので、午前中から開けることによって、やはり人を配置しないといけないということがありますので、その1支援に2万1,000円となります。1日ですね。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 その辺も学童は1単位40名で、支援員1人と補助支援員が2人で開所することはできると思うのですけれども、人数を午前中に2人入れているところもあれば、1人だけのところもあると思うのです。その辺で少しどうかと思うところがあるので、その辺もしっかりまた調整ができるのであればやっていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 以上ですか。

○知念秀明 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第53号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時35分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時38分)

【議題】

議案第50号 はしご付消防自動車購入に係る物品の取得について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 次に、議案第50号 はしご付消防自動車購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第50号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

では、議案第50号に対する質疑を許します。

まずは、当局から補足説明等がありましたら、お願いをいたします。総務部次長。

○総務部次長 議案第50号についての補足説明はございませんので、審議のほうをお願いいたします。

○桃原朗 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料の提出をいただきました。ありがとうございます。議案書は4ページなのですが、その資料を見て内心驚いています。何が驚いているかという、実績なのですが、根拠、法令、導入経緯、実績となって、実績のところ、はしご車出動件数平成13年に1件、その次が平成28年に2件、令和3年に1件と、平成13年からこれまでに合計、このはしご車の出動って4件しかなかったのですか。この書き方だと、そういうふうに捉えてしまうのですけれども、そうなのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。ここに書かせていただいております4件については、災害に出動した件数というところで、災害に出動した件数につきましては、ここに書かれているとおり4件となっております。

ります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 災害というのは、火災の出動も含まれていますか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 高所救助及び火災救助、そういった災害に出動した件数でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、火災、災害を含めて、高所を含めて、平成13年から4件ということですよ。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 今の御質疑で、付け加えたいと思います。はしご車の実績ですね、皆さんにお配りしている実績においては、全て救助出動件数となっております。平成13年に1件、平成28年に2件、令和3年に1件とあるのですが、建物火災への出動は、これに追加で、建物火災においては平成31年に1件ございます。これはちょっと記入漏れというか、記載していなかった部分で申し訳ないと思います。平成31年に1件のはしご車の出動があります。計5件になります。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 平成31年の1件が漏れていたということを含めても平成13年から5件ということですよ。私、年に何回も出動していると思っていたのですよ。ちょっとこれを見ると、出動が少ない。要は、はしご車を出すまでもなかったと。火災に通常という言い方は変かもしれませんが、はしご車を使う、出動するまでもない火災というのですか、このはしご車の保有というのは、この事業目的、経過21年たったので、耐用年数の17年を超えているから、今回購入を予定しているということなのですから、はしご車を保有する義務規定という、そういうのはありますか。例えば人口10万人だったらはしご車を2台持ちなさいとか、あるいは高いビルがこれだけあったら、はしご車を何台持ちなさいとか、そういう規定はあるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。はしご車の整備の基準につきましては、消防力整備指針といたしまして、国が示している基準がございます。その中で中高層建築物、市内におおむね10棟以上ある市町村につきましては、はしご車を整備しなければならないという基準がございまして、その基準を基にはしご車を整備しているものでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、その基準に従うと、ちゃんと保有をしないといけないということですよ。その基準というのを確認したいのですけれども、高い建物が10棟以上というのは、何階建てから、あるいは何メートルから高い建物というふうに言われるのでしょうか。そして、それは宜野湾市に何棟、今あるのでしょうか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。高さが15メートル以上の建築物を中高層建築物と言っております。国が示す基準でいえば4階以上の建物を高層建築物と言っております。これがおおむね10棟以上あるところにつきましては整備をしなければならないといったところの基準がありまして、本市につきましては、令和2年4月1日現在、中高層建築物が1,147棟ございます。以上でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1,147棟、4桁の数字と考えると、たくさん保有しなければいけないのだろうと思うのですが、ただやはり出動が少なくてよかったという捉え方をしたいのですが、そういった意味では、私は個人的には、もっと出動しているのだろうなと思っていただけに、数字で示されると、とても少ない。どうしても行政の出費というのが、コストパフォーマンスという捉え方をしつつしてしまうので、この部分に関しては、そういう捉え方は当てはまらないのかなと。いわゆる火災がないにこしたことはないのですが、ちゃんと千何ぼ該当する建物があって、少ないからはしご車は保有を控えるというふうにも、もちろん言えるわけではないので、それはそれで基準があるということですから、よく分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 現在使われているはしご車が、これは平成11年からあって、もう老朽化しているはしご車だと思うのですが、この新しいはしご車を購入した場合の、この老朽化したはしご車はどうするのか、確認させていただきます。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 老朽化したはしご車においては、新しいはしご車が、技術者の取扱い指導が今後新しいはしご車が来た場合には必要になります。それを全職員が一定程度可能になる時点までは旧はしご車で運用するような予定になってございます。その後は処分を考えております。旧はしご車の車検満了については、令和4年6月までとなっておりますので、それまでには新はしご車の運用をしっかりとしていきたいと考えております。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。訓練用としても使っていくということで、令和4年6月ですか、車検満了日が。

もう一点確認したいのですが、この車検満了後のはしご車の行方はどうなるのか、確認させてください。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 業者の仕様書にちょっと記載させていただいているのですが、処分においても契約した費用で行うということで契約をうたわせてもらっているのですが、そのまま契約した業者が処分までをするような体制になっております。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ということは、要するに処分料を最初で、契約の時点で処分料まで払っているという認識でいいのですか。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 含まれるというような考えでよろしいかと思うのですが、その価格にも軽減させるような金額で契約しているというような認識で……。

(何事かいう者あり)

○警防課長 はい。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 なぜこれを聞くかという、この経年劣化したはしご車でも相当な大きさがあるわけで、最近のニュースで、官公庁オークションなどで消防車が落札されたりと、売買という手もあると考えております。壊れたにしる、これだけの重量があるものであれば、鉄として処分すれば、宜野湾市の収入にもなるものだろうと私は思っているもので、確認しているのですけれども、それではこの処分料は、契約の時点で含まれていて、軽減されていると、要するに割引されていると、このはしご車を引き取るという前提で割引されているということでもいいわけですね。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 その理解でよろしいです。以上です。

○平安座武志 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 ほかに。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すみません。物品の取得に直接結びつかないことをお伺いしますけれども、頂いた資料の性能という、真ん中辺りの四角の中に説明がありますけれども、5段階、40メートル可能なはしご車のようですけれども、その乗員が6名、2人、後方に4名ということでありまして、この方々というのは、ちゃんとはしご車の訓練をやって、プロだと思えるのですけれども、出動が少ないということから見ますと、ここに専属で6名の方々がずっと付きっきりで、要するに待機をしている状態なのか、それとも様々月によってとか、年によって、そういうローテーションを組んでやっていくのか、どんなふうな担当の消防職員の方々は準備をしているのか。そこら辺のことが、ちょっとイメージができませんけれども、お願いします。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。現在、宜野湾消防本部では、救助隊を運用しておりまして、その救助隊の人員につきましては、はしご車を管轄する消防署のほうに5名ずつ配置しております。いわゆる15名配置しております。この5名の方たちが、はしご車の毎日点検、あるいは毎週点検、それから毎月点検、そういったことの点検を実施しながら維持管理しておりまして、さらに月3回の救助訓練において、このはしご車の操作を行っているところでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この方々が、例えばはしご車の担当で、この15名の方々の、日によってはローテーションを消防の職員は組まないといけないということがありますけれども、この15名以外にも、そういう方々がいらっしゃるということですか。5名、一遍にお休みすることは内のかもしれませんが、そういうローテーションを非常に苦労して組んでいらっしゃるのかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 先ほどは消防署のほうに救助隊が5名配置されているとお答えさせていただいたのですけれども、この3係につきましては、いずれの係にも隊長、副隊長を配置するように編成しております。この隊長、副隊長のほうは、救助隊がない場合は、この救助隊に代わる隊員として指導訓練を行って、不測の事態に備えるような体制を取っているところでございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 議案書のほうの中の5ページになるのかな。はしご付消防自動車購入に係る物品の取得について、その次は6ページになりますけれども、一覧表がありますよね、価格の、入札の。これは契約の方法が指名競争入札ということで金額も表示されているのだけれども、ちょっと分からないものだから、予定価格がありますよね、2億2,539万2,000円、予定価格があって、この最低制限価格みたいなものがついて、そこで契約、それを下回らないような形であるのだけれども、これは内容はどんなものですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 この事案の中で最低制限価格が設けられていない理由と思うのですが、通常は最低制限価格が設けられているものについては、品質の確保とか、あとダンピングを防止するためとか、低い金額で商品を売りさばいたりする、廉価で売りさばいたりしないような、工事とか、人件費がからんだりするものについては、最低制限価格を設定しまして、品質の確保を、最低でもこのライン以上でないと確保できないということで下限が設けられております。

今回物品についてなのですが、物品については、最低制限価格を設けるという規定が組み込まれていないので、物品については、予定価格を設定しておりまして、その予定価格の範囲以下で入札がある方について、一番安い方が落札者ということになります。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 最低制限は、ここには必要ないということでしたけれども、ただこの業者があつて、辞退はいいのですけれども、2つの業者が・・・先ほど言ったように最低制限価格がないということは、決まった株式会社オカノさんでは、下の価格というか、この3つ出た業者の中で一番安い価格、そこで決定するのか。例えばほかの業者が2億1,000万円を出した場合は、それはそれで決まったということになるのか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今、予定価格がこの額であったとすると、この額を超えてはだめで、これ以下の額で一番低い方が落札になります。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 例えばもっと低い額を出した場合、それは採用されることになりますか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 はい。

○知名康司 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちょっと資料から確認をさせてください。4番の事業費の中に2台購入予算というふうに記載されていますけれども、2台購入するということなののでしょうか。そこがよく分からないものですから、御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。お配りしている資料の4番、事業費の部分なのですが、今年度においては、はしご車、資機材搬送車の2台を購入予定にしております。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回は、はしご付消防自動車を購入するという計画なのですね。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 今回提出されている議案については、はしご車購入の部分でお考えいただければよろしいかと思えます。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 1台は資機材搬送車を予定しているということで、理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 今現在進行中です。進めているというようなところでやっております。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 消防行政は、広域になっていますね。これは宜野湾市の消防自動車を近隣市町村まで出動させるということも、これはあるのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。ただいまの質疑につきましては、広域とは関係なく、沖縄県の消防機関は、全て消防相互応援協定という協定を締結しておりますので、応援要請があれば近隣市町村へ出動することも可能となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これまで、このはしご付消防車を近隣市町村に出動させたこともありますか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 私の記憶ではございません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 広域にこれはなくなったのだけ。何と言いましたっけ。

(「指令センター」という者あり)

○平良眞一 委員 指令センターができて、広域はなくなったのですよ。勘違いしてしまって。広域でも使っているのであれば、広域で購入するという事も検討していなかったのかなというふうにちょっと疑問があったものだから、そういったことはできないのですか。なぜかといったら、桃原委員が言った、出動件数が年に1回もないぐらいの活用しかされていないものだから、広域で1台購入して、それを必要なときに必要は市町村に出動するという方法は考えられないのか、これはどうなのですか。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。以前は、市町村合併で広域化を図るのが前提にあったのですが、これがなくなってしましまして、先ほどおっしゃられた消防指令センターのようなものについては、広域でやりましょうということで、現在行われているのですけれども、車両の広域については、今それぞれの市町村で必要な車両を管理するような体制となっておりますので、車両においても、広域に関しては、今後の少し検討事項になっていくのかなとちょっと認識しております。現状においては、こういう状況でしか取扱いできないのかなというところで考えております。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今このはしご付消防車というのは、40メートルまでという形になっていますね。宜野湾市

で一番高いビルというのは何メートルのが一番高いのですか。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。今市内で一番高い建物については、ラグナガーデンホテルだと認識しております。はしご車が設定できる建物といたしましては、西海岸地域になるのですけれども、ラグナガーデンホテルをはじめムーンオーシャンホテル、ラウンドワン宜野湾及びサンエー宜野湾コンベンションシティに設置が可能ということで、今想定しております。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちなみにラグナは、高さは何メートルですか。分かりますか。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 高さは、ちょっと把握していないのですけれども、14階建て、高さがあるということで、40メートルをちょっと超えるような、ちょっと御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 高層が結構あつてのはしご車導入というのは、よく理解はできるのだけれども、そんなにたくさんない宜野湾市内で、また出動件数がこれだけしかないところで、本当に有効に活用できるのかなという部分があるものですから、県内11市で、このはしご車を所有している市はどこどこあるのか教えてください。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 11市全てはしご車は所有しています。以上です。

○平良眞一 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。入札者の一覧表から見ると、ふそう自動車とか、私の知る限り大きな自動車を扱っているメーカーがあるのですけれども、今回購入予定の自動車、メーカーはどちらになりますか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 はしご車のメーカーにつきましては、モリタとなっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。このモリタのものということで、分かりました。こちらの耐用年数というのはどのくらいになっていますか。前回頂いた資料は17年ということが書いてあつて、今回購入予定のものはどれぐらいの年数なのか、耐用年数を教えてください。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。今回の購入するはしご車につきましても、メーカー側が指定している使用期限につきましては17年というふうに認識してございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。17年間、長い期間だと思つてのですが、その間の維持費はどうなるか。先ほど処分費は込みだということは御説明いただいたのですけれども、17年間使うものだから、やはりタイヤが摩耗してしまつたり、交換が必要だつたりとか、これだけの車両なので、かなり多くの設備、機能

が搭載されていると思っていて、17年間、それを維持するというのは必要になってくると思うのですが、それは発生した都度計上していくのか、今回購入した費用にある程度何か含まれているのか、どちらでしょうか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。まず、1年間に発生する維持費なのですけれども、当然車両に要する車検費、それからはしご車のメンテナンスに関する維持費がございまして、それらをトータルすると、約80万円ぐらいが、1年間に大体故障もなく要する費用につきましては、約80万円ぐらい、年間です。

それから、はしご車につきましては、はしご車購入から7年目にオーバーホールしなければいけません。さらに、それから5年後、要するにはしご車購入から12年目には、また再度2回目のオーバーホールを実施しなければならぬという基準がございまして、それが1回のオーバーホールにつきましては、全てばらしてメーカー側、本土へ船で輸送するものですから、かなり高額な金額がかかってきます。大体4,300万円ぐらいの金額がかかるというふうに算定されてございます。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そのおっしゃった金額、オーバーホールにかかる4,300万円というのは、今回の費用には含まれていますか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。今回の購入費用には含まれてございません。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 7年後、そしてそこから5年後というタイミングで、その都度予算計上していくということですか。

(何事かいう者あり)

○宮城政司 委員 分かりました。今おっしゃった7年後、5年後のオーバーホールのタイミング、内地に送って、全てメンテナンスすると思うのですけれども、その期間はどれぐらいですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。すみません。即答できませんので、調べてから再度御回答したいと思います。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。気にしたのは、その期間、例えば半年かかると、はしご車がないうちが発生するのであれば、10棟以上の中高層ビルがあるところの市町村は、はしご車を持つ義務があるとのことだが、そこが守れない状況が生まれるのかなと思ったので、確認させていただきました。分かり次第でいいので、どれぐらいの期間がかかるのかということと、そのない間どうされるのか、それが問題ないかということについてのお答え、教えていただければと思います。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 宜野湾市の近隣ではしご車を整備している市町村が多数あります。この期間につきましては、お互いの消防相互応援協定に基づいて依頼をかける、事前に文書等で、通知で依頼をかけるというような体制で、お互いでカバーするような体制で運用しているような状況でございます。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしく願いいたします。耐用年数とか、今出たのですけれども、この導入の方法なのですけれども、以前購入したときは、消防防災施設等整備費補助金を活用して購入していますよね。今回は防衛施設周辺整備の調整交付金を積み立てて購入しているという経緯があるのですけれども、その理由を教えてください。。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 前回の車両につきましては、沖縄サミットを目の前にしておりまして、それが要因で、総務省消防庁のほうから当時はしご車車両の更新時期を迎えておりましたので、総務省消防庁とのお互いの連携と申しますか、事務調整の中で総務省消防庁の補助金を活用させていただいて、整備させていただいたものと理解しておりまして、今回につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、防衛省の基金を積み立てして今回整備するような形となっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 そこで、また教えてほしいのですけれども、これは17年後には、また購入しますよね。その計画みたいなものはありますか。いつ頃から積み立てていってやるとか、その場になって交付金とか、いろいろ調整してやっていくのか、計画があるのかないのかだけ確認させてください。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 今、車両の更新時期とかも含めたお話だと思うのですけれども、当然ながら長いスパン、17年後を見立てて計画はあるのですけれども、ただ財政課との調整も絡みますので、5年前ぐらいから、こういった形で積み立てていくとか、そういったことも検討が始まるような形で考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは購入額も、こういう額ですので、そういった計画を示していただけるよう取り組んでいただきたいと思います。

もう一点聞きたいのですけれども、契約代金と予算額の差があるのですけれども、この差を教えてください。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 すみません。議案書の8ページ、契約内容と議案第50号の資料の予算額に差があるので、この差額は何か。消費税入れても合わないので、どういったあれかなと思って。別にかかった費用があるのか。8ページでは、契約内容は2億4,000万円数字があるのですけれども、皆さんから頂いた資料の中の予算額では2億6,800万円余りとなっているので、その差額、契約代金に消費税を入れても、そういう額にならないので。

(「この資料と違うということですか」という者あり)

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。お配りした資料の4番、事業費においては、はしご車と資機材搬送車2台分の費用を合算した額となっておりますので、先ほどお話しされていた決定額2億4,000万円とは、その分だけ差額が出ているということで、認識していただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 先ほど平良委員からもあったのですが、このはしご車購入するのであれば、高い場所、例えば何メートルとか、建物の高い位置、把握しておいたほうが本員もいいと思うのです。先ほどの質疑、何階建てとあったのですが、何メートル伸ばして、はしご車ですので、高い場所とか、ああいった場所の把握はしっかりとしておいたほうが本員はいいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、質疑がなければ進めてまいります。いいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第50号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時08分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時20分)

【議題】

議案第48号 宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第48号 宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。議案第48号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

では、議案第48号に対する質疑を許します。

まずは、当局より補足説明がありましたら、お願いします。企画部次長。

○企画部次長 ちょっと確認で、議案第48号の企画部企画政策課の資料を、説明が出てくると思えますので、もしお持ちでなければ、こちらのほうで準備してありますので、よろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 本会議でも質疑はしたのですが、この皆さんから提供していただいた資料の、本社が所在する、ということなのですが、次長は企業版の、本社が所在する自治体はあまり効果が薄いと、企業にとっては、ということで、理解はしているのですが、この皆さんが提供した資料、あとの資料、これをちょっと入手したのですが、これはどんな事例があるのかという部分が、ここではちょっと割愛されているのですね、皆さんから提供された資料に、これは載っていないのですが、どんな事例があ

るのというところを見てみると、この資料はお持ちですよ。そこを開いてみて、どんな事例があるのと、左上のところ。そこに例えば左上のは、たまの版地方創生人材育成プロジェクトってあるではないですか。岡山県玉野市なのですよ。これはポイントというところへいくと、玉野市で創業して市内に事業所を持つ株式会社三井E&Sホールディングスが6,500万円寄附したと、玉野市に。次に、石川県小松市だけれども、小松市にある小松マテーレ株式会社が小松市に1億9,500万円を寄附したとあるのです。

これを見ると、その自治体にある企業が、その自治体に寄附したと読み取れるのですけれども、そうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** まず、本会議でも安藤部長のほうから説明があった、桃原功議員質疑の、本制度活用にあたっての留意事項の本社が所在する地方公共団体のところなのですから、実は宜野湾市の企業が宜野湾市に寄附する場合は、控除が3割にしかならないのです。この企業版ふるさと納税というものについては、本社が宜野湾市以外であった場合の方々が寄附をした場合は、一番上の主な改善ポイント、最大9割の控除が受けられます。要は宜野湾市の方が、宜野湾市の企業が宜野湾市に寄附をしてはいけませんよということではなくて、しても3割の控除しかありませんよと。

ところが、市外の方が、県外もそうなのですから、行くと、9割控除できますよというのが、この制度ができた、午前中もちょっとお話ししたのですけれども、令和元年度までは6割だったのですけれども、これがさらに延びて、令和2年度から令和6年度までは9割ということで、拡充されたという説明です。

それで、今の事例のことであるのですけれども、これは午前中もお話をさせていただいたのですけれども、岡山県玉野市というのは、総合戦略という、3月議会で承認いただいた、総合戦略の中に、この事業は多分うたわれていると思います。要するにその事業にうたわれているものであれば、その寄附をした場合、こちらでいうと、実際に住所は書かれていませんけれども、玉野市で、もし行くと3割しか控除されていないのですけれども、この会社が玉野市以外であれば、9割の控除を受けられる。令和元年度まで6割なのですから、そういう説明資料と認識いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今の説明は理解できるのですけれども、私が聞きたいのは、玉野市にある企業が玉野市に寄附をしているのですかということです。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** すみません。この株式会社三井E&Sホールディングスが、実際玉野市に所在しているかどうか確認は取れておりませんので、確認をして、また回答したいと思います。

(何事かいう者あり)

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この資料から玉野市に本社があるかどうかは確認取れていません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 国の資料ですけれども、地元の企業が地元で寄附すると、その対象になりませんと書いてあるけれども、それをうたうのだったら、ここでどの様な事例があるということであっても、玉野市にいないのだけれど、玉野市に寄附して、こういう人材育成プロジェクトをやったと。この玉野市の事例と小松市

の事例を見る限りにおいては、ここで創業って書いてあるので、あたかも玉野市に事業所があって、玉野市に寄附したと捉えたのです、私は。

今、次長が言ったように、それでもできないことはない。ただし、税控除が薄い、3割だよということですね。だから、この事業所が、例えばあまりにも玉野市愛が強いために、ほかで9割控除を受けるよりは、ここでちゃんと、玉野市に貢献して3割の控除でもいいからということかもしれないではないですか。知らないと分からないのですよ。

だから、私は、本会議で、地元のサンエーさんが宜野湾市に寄附できないのと問うたのですけれども、だから皆さんは、あえてこの資料を割愛して、1と2しか出していないのかなと変な勘ぐりまでしてしまったのだけれども、そうではなくて、税のしくみはさっき聞いて理解はしているのだけれども、その例から見ると、下のほうもそうですよ、呉市も。隣の奈良県の明日香村も、あたかも所在企業が明日香村に、あるいは呉市に寄附して、こういう事業をやっていると。夢のある事業ができますよみたいな感じで書いてあるので、だったらサンエーなどは県内一の企業なので、できれば9割控除ではなくて、3割控除でもいいから、宜野湾市で行政とタッグを組んで、何か夢のある物語がつかれないのかなと思ったりもしたのです。それで聞いたのです。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 内閣府が出している資料は、企業版ふるさと納税の案内をするときに魅力のある事業だと社会貢献したくなる企業ですね、そのようなPRもされているものですから、やはり宜野湾市でも総合戦略に載っている事業も魅力あるものを載せていくことによって企業が寄附しやすい、これだったら寄附してもいいよと。確かにお願いはしても、いや、こういうものには寄附したくないなど、これだったら寄附したいなというものもあるかと思しますので、できるだけその会社の風土に合ったようなものを選びつつ、今後どのようなPRをしていくかということについては研究をしてPRしていきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、この企業版ふるさと納税を使って、税収を増やしていきたいという戦略は、これからということですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今、3月に議決いただきました地方総合戦略の事業があるのですけれども、これで実際に関係がある団体で市外の業者さんが関わっている事業を調べていまして、それを拾い上げて、その担当部からも連絡をしながら、こういう企業版ふるさと納税もありますので、ぜひ活用して社会貢献をやっていきたいと思いますかということは今後PRしていきたいというふうに考えております。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしく申し上げます。委員長、ちょっと休憩。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時33分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時33分)

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 午前中もちょっと質疑させていただきましたけれども、組み替えの件です。ふるさと応援基金から、積立金からの企業版ふるさと応援基金の組み替え、1,000万円を、午前中、私はふるさと応援基金として寄附した方々のお金を別の基金に組み替えるのは問題ないのかという質疑をさせていただきましたけれども、その件に関して詳しく説明いただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 午前中、すみません。説明をしたものについては、実は企業版ふるさと応援でいただいた金額というのはございません。ゼロ円です。あくまでふるさと応援基金で言われている6,000万円の目標額、予算上組み立てたものですので、この企業版ふるさと納税、この条例も出していますので、まだ予算上のもではあるのですけれども、お金は1円も入っていないのですけれども、企業版の場合は、期限つきでもあるということ、だから企業から来たということ、また控除も違うということ、それでふるさと応援基金とは分けて、今回補正第3号で出したということです。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりましたというか、確認します。現在積み立てられている、要するにふるさと応援積立金から、要するに1,000万円が今回新しく積立て事業として始まる企業版ふるさと応援基金に、この1,000万円として移動するというわけではなくて、あくまでも今6,000万円を目標額として、今回新しく企業版をつくって、その1,000万円の目標を充てているという理解でよろしいのですか。そういう理解でよろしいのですよね。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** そのとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。私は、ですから金額は、現金が動いているのであれば問題じゃないかなと思ったので、質疑させていただきました。

あと、条例のほうについて確認させていただきますけれども、これは企業が9割の控除を受けられるということなのですが、内閣府からの地域再生計画の認定を受けて、この控除ができるようになったというふうに書かれているのですけれども、地域再生計画の認定は、これは認定基準というのは、どういった市町村が当たるのか、御説明いただきたい。

○**桃原朗 委員長** 企画政策担当主幹。

○**企画政策担当主幹** お答えいたします。認定申請のほうには、まち・ひと・しごと創生総合戦略の範囲でもまれた方針を内閣府に認定申請しまして、その認定が下りた後、それぞれの計画の中でKPIという評価基準を設定しておりまして、その評価基準が設定されている事業に限り企業版ふるさと納税制度を活用していただいたものに充当して事業化していけるという内容のものになっています。今回の議案については、頂いた寄附を適正に管理するための基金条例として設置する予定となっております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。もう一つ質疑させていただきます。1,000万円の目標を立てておりますけれども、先ほども質疑ありましたけれども、どうやって企業に制度を周知していくかというのが最大の鍵

だと思えますけれども、今いろいろな関係部署に対し周知徹底しているということなのですが、どうなのですか。1,000万円という目標は立てていますけれども、それに向かって頑張っていたらと思うのですが、目標を掲げているのですけれども、それはどんな感じですか、手応えとして。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** まだ現在ゼロ円ですので、この企業版ふるさと納税、地域再生計画の変更申請という形で、さらに広げた形で事業を増やして、今申請をしているところで、この7月の上旬にはいけるということがありますので、変更申請の認定ができましたら、先ほど来説明しているのですけれども、各担当事業もそうなのですから、先ほど桃原功委員からもありましたけれども、県内、宜野湾市以外で優良企業で、県外で宜野湾市と関わって、まずは社会貢献ということで、控除が9割ありますよということを説明して、ぜひ事業の説明をしていながら、1,000万円の目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ぜひ頑張っていたらと思うのですが、分かるのなら教えてください。今まではふるさと応援基金のほうに企業からのものも入っていたと思うのですが、今まで企業が宜野湾市に寄附した件数とかというのはわかりますか。どれだけの件数、企業が宜野湾市にしてくれたのか。分かるのであればお答えをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 企画政策担当主幹。

○**企画政策担当主幹** 今、委員のほうから御質疑あった、今日は持参していないところなのですが、我々ほうで基金管理台帳というのがございまして、その中、ひもといえれば、すみません。個人の方なのか、企業の方なのかの詳細はお答えできるかと思うのですが、今ちょっと手持ちでございませぬ。大変申し訳ありません。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。企業が、今まで寄附している企業はたくさんあるのであれば、目標に近づくこともできると思いますが、寄附している企業が少なければ1,000万円は難しいのかなと思ったものから、どちらにしろ、これが令和6年度まで延長されているという期限つきのものでありますから、ぜひこのアピールをして、多く寄附していただけるように頑張っていたらと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 確認をさせてください。企業版ふるさと応援基金を活用して軽減措置を受けるためには、ただ寄附をすればいいというものではないわけですね。これに合った事業をしなければ軽減措置は受けられないということで、この資料の裏面のほうにあるのですけれども、事業名6つあるのですけれども、この6つの事業に当てはまらなければ、この軽減措置は受けられないということで理解していいのですね。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 平良委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、目標1から6の下に、1の下にということで、幾つか事業がありまして、これは大枠の事例なのですから、その大枠のものに該当すれば大丈夫と考えております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** この6つを見た感じでも、ぱっと分らないものだから、そこを分かりやすく説明できます

か。簡潔でいいですから。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 これだけでは分からないかと思しますので、ホームページとか載せるときには、その事業の下につく、いろいろな事業と一緒に載せていきたいというふうに考えております。例えば大きなものでいきますと、例えば空き店舗事業、これは1の魅力ある人材と産業を育成し安定した雇用の創出、これは空き店舗対策事業とかそういったものにあたります。

また、2の観光・コンベンションの多様な人との出会いについては海浜公園整備事業、そういったものが挙がっております。

3の市民の希望実現に向け安心して結婚、出産、子育てのものについては、待機児童、あとは学習支援、そういったものが挙がっています。

4の市民が健康で安心して住み続けられるものについては、防災関係、そういったものが事業として、あとは家庭ごみ、資源ごみ、そういったごみ関係のものも入っております。

その下の多様な人材については、地域リーダーとか、そういった地域づくりとか、事業も目標に入っています、その下の新しい時代の流れというのは、見守り自動販売機、そういったものがそれぞれ入っています。これは今紹介したのは6つぐらいなのですが、それぞれ事業がありまして、この事業を並べて、皆さんこれに会社としてPRしたいものはございませんかというプレゼンの資料も作りながら、企業のほうには、これだけではなくて、そういった内容を見せながらPRをしていきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 企業から寄附を受けるときに、事業名は6つありますよね、どのほうに生かしますかと、聞く形でやるのか、どういう方法なのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 企業に行く前に、企業の方針とか、会社の事業内容とかも調べて、こちらのほうで当然案内はするのですが、こうしたことが会社の風土と合っているのではないかということ考えていますとか、そういったことをPRしながら、いや、これではなくて、これに充てたいとか、そういった説明を口頭でしながら事業名は決めていきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。基金として積み立てていくわけですが、これは何年間とか、基金の積立てね、そういうのもあるのですか、それとも単年度なのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。基金の使い方については、私たちが出した、この下の、ちょっとこれを御覧いただきたいのですが、実は単年度、入ってきたら、そのまま充てる、単年度事業に対しては、そのまま企業からもらってのは、その事業に直接充てる。これが事業が複数年の事業、いろいろ整備関係ですと、2年にまたがるとか、最初から分かっているものについては、一旦基金に積み立てて、出していきたいというふうに考えております。基本的には、この年で入ったものは、その事業に充てる、確実に執行している、それが執行が確実であるものというのが決められていますので、入ってきたものを最終的に充当するのは、私たちとしては3月議会、この年にこれだけ入って、それで充当しましたと。もし2年またがりの場合には、

一旦その年は充てて、残りの分は積み立てて、次の年に充当していくというようなイメージで、この図を作らせてもらっております。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 積立て金額というのは、その事業の量によって、今まで積み立てるとか、こういった形でやるのですか。最高積立て幾らまでとか、事業によって、その分なのか、確認です。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この額は、例えば先ほど言った、ごみの事業がありまして、自分たちが充てる事業は、例えばこれが1,000万円だとしたら、例えば2,000万円もらっても充当することができないのです。要するにその事業の額を下回るということが前提になっていますので、その企業さんから、もし頂いたら、この事業、この事業、もし額が大きければ大きいほど幾つかの事業を探して充てていくということになります。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 分かりました。最後に、資料もらえませんか。事業名の1番の詳細とか、ホームページを開けばあるよということだったのだけれども、資料としてすぐもらえるのであれば。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この事業名は、3月で、総合戦略で議決いただいたものの中に事業がありますので、それを拾い上げたものがございますので、それを提出したいというふうに考えております。

○**平良眞一 委員** よろしくお願ひします。

○**桃原朗 委員長** 以上ですか。

○**平良眞一 委員** はい。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。この企業版ふるさと納税をやることで、市内の企業が、宜野湾市以外の市町村に、こういう納税ができると思うのですけれども、その際に宜野湾市にメリットは発生しますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 市外の企業が宜野湾市に多く企業版ふるさと納税をやっていたら、デメリットとしてはないというふうに考えております。ただ、宜野湾市に本社を持っている企業が、市外の沖縄市とか、そこにやると、その分控除になりますので、宜野湾市の税収が減る……

(何事かいう者あり)

○**企画部次長** 宜野湾市から、そうですね、デメリットとしては、宜野湾市の企業が、ほかの市町村に、それを使ってやると税収が減るので、そこはデメリット。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 多分先ほど他の議員からの質疑で、市内の企業からの寄附ができないというふうに理解したのですけれども、それで市外の企業に対しては、寄附していただけるようにアピールしていく必要があると思うのですけれども、逆に今のお話だと、市内の企業は、他市町村に寄附してほしくないということになってくるわけですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○企画部次長 この事業に充ててくださいと、企業版ふるさと納税とは別に、市内の方が、この事業に寄附、充ててくださいと寄附した場合は、3割しか控除にならない。だから、市外から寄附をしていただいたら9割なので、私たちとしては、宜野湾市の企業が、先ほど桃原委員もおっしゃったのですけれども、3割の控除でもやりたいと思わずのも一つだと思いますし、市外の企業の方に関しては、この事業を社会貢献して一緒にやっていただけませんかという、この2つの方法でPRをしていく必要はあると思っております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと僕の勉強不足かと思うのですけれども、仕組みがちょっと難しく理解できなくて、要は納税先の奪い合いになっているのかなという感覚が少しあって、そちらをもう少し何とかそうではないよということであれば、何か分かりやすく説明していただきたいと思うのですが。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 一番は、この企業版ふるさと納税制度というのは、東京に一極集中で、かなり企業とか、そういった方々がいるので、それを地方に活用していくと。例えば宜野湾市の出身の方が東京で起業されていて、そっちに税金を納めるよりも、控除もできて、ふるさとにも貢献できる。地方のほうへお金を回すということです、一番には。もともと宜野湾市の方が県外、そういった方たちにも、私たちは何かしらの研究をしてPRしていく必要があるのではないかというふうに感じております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 当初の想定としては、東京一極集中を是正するためというのは、東京都がすごく反対したという記憶があります。それが宜野湾市に納税されればいいのかというのですけれども、逆の状況が起きないかなという心配があって、例えば宜野湾市の企業だけでも、その方は出身が別のところで、そちらに納税したいというふうに思った場合、宜野湾市に対してメリットがないかなというのを懸念しますが、そちらに対しては、宜野湾市に納税していただいたほうが、よりいいですよというアピールはしていただくということだと思いました。

市内の企業に向けても、そうなのですから、こちらで頂いた資料の3番、企業から寄附金を活用できる事業ということで、事業名を1から6まで挙げていただいている中で、すみません。ちょっとアピールが弱いように感じて、今ちょっと内閣府の総合サイトの、地方創生のところで、例えば沖縄県はこども貧困対策というのを、特に寄附を募集して事業名を挙げているとか、あと首里城の復興の話とかやっていて、すごくアピールが目に見えるといいますか、その情報だけで引きつけるものがあるのではないかなと思ひまして、同じように見ていくと、沖縄市は、例えばアリーナの建設だったりとか、沖縄こどもの国とか、寄附したい方に対して、すごく分かりやすいものがあって、実際宜野湾市は、そこが空欄になって、先ほど次長がおっしゃった、これをもっともっと掘り下げていったら、いろいろな事業があると思うのですけれども、まさに宜野湾市のアピールのポイントだと思っています。しっかり研究していただいて、できる限り多く集まるように頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに御質疑の方いらっしゃいますか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時52分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後3時52分）

○桃原朗 委員長 その前に会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 1点確認させてください。この制度は、令和元年度までだったものが5年間延びて令和6年度まで延びましたよという制度の条例だと思うのですけれども、これは令和2年度に条例改正するべきだったのではないのかなと思うのですけれども、なぜかという、令和元年までだったものが、令和2年度から令和6年度まで5年間延長しましたよという制度であるのですね。令和3年度で宜野湾市はスタートするとなると、5年間のものが4年間になると思うのです。今回条例が今年度からスタートする理由を伺います。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 総合戦略でKPIを設定して地方再生計画、確かに令和2年度で認定を受けて、今回変更申請を出していると思うのですけれども、実は第1期の総合戦略のKPIの設定をされている事業が少なく、令和2年度に総合戦略を改定するという事で各課をお願いをしまして、事業数を増やしております。それが増えたと同時に、変更申請して、この基金について取り組んでいくということで、令和2年度に認定を受けているのですけれども、事業数が少ないというのと、改定の必要もあつたものですから、改定をして直近の、この6月議会で基金を条例制定して取り組んでいくという運びになったものであります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。事業等が少なく地方再生計画の認定を受け切れなかったのも、事業を増やして認定されたという認識でよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 事業は少なくとも認定は受けたわけです。やはりPRするときに、先ほども魅力ある、いろいろな事業をPRするときに、どうしても事業の数が少なかったものですから、令和2年度に総合戦略の改定時期でもあつたものですから、その令和2年度で基金をつくるのではなくて、まずは総合戦略を改定して、変更申請して、事業を増やした状態にして、直近の6月議会で基金をつくって、増やした状態でPRしたいということで、議会での条例制定に上げているということでございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和2年度で認定は受けてはいるのですけれども、PR不足だと。1年計画して令和3年度に始めるという理解でよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 他市の状況はどうですか。近隣、沖縄市、浦添市、那覇市。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 他市11市でございますが、実際に認定、地域再生計画を受けて認定いただいているのは8市

でございます。この基金条例の設置は4市、なしが3市で1市が検討というふうになっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 他市と比べて遅れが出ているとか、そういったことではないと理解してよろしいですか。令和6年までと決まっている事業、令和3年度に条例を制定してスタートしていくわけでありましたが、これについて他市に比べて遅れを取っているとか、そういったことではないということで理解してよろしいですか。他市も令和2年度で認定されていて、令和2年度から制定してスタートしている市もあったのか伺いたい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 先ほど11市のうち8市が認定を受けているということでございますけれども、豊見城市のみが令和2年3月で、それ以外の7市は令和2年度で。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第48号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時05分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後4時07分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後4時07分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年6月16日（水） 2日目

午前10時03分 開議
午前10時44分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	桃原 朗
委員	上里 広幸
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	知念 秀明

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司
委員	上里 広幸

○説明員（9名）

総務部次長	多和田 眞満
行政改革推進室長	宮城 恵美
企画部次長	泉川 幹夫
市民課長	野村 斉
消防次長	又吉 清

IT推進課長	金城 広郁
行政改革推進 担当主査	多和田 真也
財政課長	小橋川 陽介
選挙管理委員会 事務局長	伊佐 英人

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

第435回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年6月16日（水）第2日目

（開議時刻 午前10時03分）

○**桃原朗 委員長** ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入る前に、昨日の議案第50号 はしご付消防自動車購入に係る物品の取得について、昨日の審査で答弁保留となっていた件について答弁を求めたいと思います。消防次長。

○**消防次長** おはようございます。昨日、宮城政司委員よりの御質疑で答弁保留となっておりました、はしご車オーバーホールの整備期間につきましては、メーカー代理店より、大体5～6か月を要するとの回答がございましたので、報告いたします。失礼いたしました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 御答弁ありがとうございました。1点だけ確認させていただきたいのですが、5～6か月というと、半年近く、はしご車がない状況を他市町村と連携してカバーしていくと思うのですが、5～6か月ない状況、他市町村と連携してやっていけるのであれば、ふだんから各市町村、持つ必要があるかなと感じてしまうのです。そこは各市町村、昨日おっしゃっていた中高層ビル、おおむね10棟以上あるところは持たないといけないという経緯があったと思うのですが、各市町村、最低その要件を満たす場合は1台持たなくてはならないという理解でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** そう御理解いただいてよろしいと考えております。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

○**宮城政司 委員** ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** これより議事に入りたいと思います。

【議題】

議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。昨日、債務負担行為で住民基本台帳ネットワーク機器191万4千円についてお尋ねしました。マイナンバーカードの利用が高くなるという予想から、ろうきん跡地をお借りしてそこで対応していくという答弁で、その費用負担はどうなっているのかということで、確認をして答弁いただけるということでしたので、負担割合を含めて伺います。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○**市民課長** おはようございます。桃原委員の御質疑にお答えします。マイナンバーの補助金に関しては、上限額はございますが、100%補助になります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと細かい質疑になるかもしれませんが、では一応市の負担はないということで認識してよいですか。そうですね、100%。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 100%補助ということになります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今エレベーターのすぐそばに2人ぐらい受付の方が座って、そこでもマイナンバーに対応されていると思うのですが、今度は展示するところ、ろうきんのATMのところも何か使っているようですが、あそこもマイナンバー関連なのですか。そういったものを、例えばあそこは分割しているので、1か所に集中させて、ろうきん跡地を借りて対応しているということなのですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 お答えします。現在窓際にあるものなのですが、申請補助といたしまして、マイナンバーを自分で申請ができない方とか、こういった方々に対する補助を行っているものです。

○桃原功 委員 エレベーターの隣は。

○市民課長 すみません。エレベーターの隣は、マイナポイントのものになります。これはITのほうで契約しているものなのですが、窓際にあるものは申請補助といたしまして、先ほどお話しした、マイナンバーを申請するためのものです。それは、ろうきん跡地に行きますと、そこも一緒に移動して、一つの事務所で業務を行うということになります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。IT推進課長の昨日の答弁では改装が入っているという答弁があったのですが、これは特に議会承認は必要ないということなのですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 当初予算の中で、そういったものを含めて計上してございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 当初予算に入っているということなのですね。どこで出てきますか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 予算書の108ページの使用料及び賃借料の中にございます。すみません。令和3年度当初予算です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 2-3-1の10番ですか。個人カード交付事務運営費700万円というやつ。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 2-3-1の10番になりますが、その下から3行目辺りです。使用料及び賃借料とございますので、その項目の中に含まれているということで、御理解ください。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 失礼しました。では、この1,000万円でやりくりして、跡地をお借りして対応していくということですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。では、次の質疑ですけれども、昨日基金残高調書も要求して出ています。この調書の見方を少し確認したいのですけれども、積立額の取崩しについて右側に各科目の区分の合計額があって、上の表の合計額が87億3,200万円とあるのですけれども、これが今現在の基金残高のあり高ということによろしいですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。令和3年度基金残高の調書、それから補正第3号と第4号後のものがございますが、今の御質疑は、一番右側の令和2年度末残高のことでよろしいでしょうか。

○桃原功 委員 はい。

○財政課長 こちらは、令和2年度末残高は、昨年度、令和2年度3月補正後の予算ベースの残高になってまいります。その残高を基に現在の残高が示されているのが、左側から3番目の令和3年度予算現在高見込みとなっております。令和2年度の3月補正の額をベースにしまして、それぞれの取崩しと積立てがありますので、それを計算した結果、左側から3番目の令和3年度現在の予算ベースの残高という見方となります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、現在のあり高は、令和3年度の現在高は49億3,000万円ということによろしいですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 予算ベースでございますけれども、今おっしゃるとおり、現在補正第4号後、49億3,400万円余りの合計の残ということになります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 右端の令和2年度末現在、要は、これは1年前。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 令和2年度末ですので、令和3年3月になります。

○桃原功 委員 今年の3月末現在で87億円あったわけですね。それから、令和3年現在は49億円ということは、相当な額の取崩しが生じているということの認識ですね。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えします。令和2年度末87億3,000万円余りでございますが、当初予算の中で御説明申し上げているところがございますが、この表の取崩し額の欄を御覧いただきたいのですけれども、取崩し額のところの当初と書いてある欄がございます。御確認いただけますでしょうか。

○桃原功 委員 6億2,000万円。

○財政課長 積立たと取崩しと、左側、右側とございまして、右側に取崩しがございます。その取崩し額の欄の一番左側に当初と書かれている列がございます。ここは当初予算で取り崩す予定の額を計上したことになります。

○桃原功 委員 44億円。

○財政課長 はい。例えば財政調整基金が8億9,500万円、これは当初予算書に基金繰入金として計上してご

ざいます。この中で一番大きいのが、3番の特定駐留軍用地内土地取得事業基金の26億円でございます。こちら一括交付金を原資に積み立てた基金でございます。今年度が一括交付金の最終年度となっておりますので、かなりの取崩しを行って土地の先行取得を行うための基金からの繰入れを行うと。ただし、これはあくまで予算ベースでございますので、例えば財政調整基金等に関しては、今後9月議会、決算認定の際、令和2年度決算剰余金等が出てまいりますので、その際には、また財政調整基金積立て、また繰戻しなども行ってまいりますので、これはあくまで現在までの予算ベースの状況ということで、御理解いただきたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この調書を見る限りでは取り崩しの44億円は非常に多いなという印象があるのです。3月議会の市長の施政方針演説等でも予算の据付け、持ち方というのが非常に危機的状況だということは訴えていたので、私たちは注視して見守っていく、いい提言ができればと思っているのですけれども、今の答弁で、今後9月議会、あるいは12月で、そういう貯金等もしっかりやっていくということで理解してよいですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 御答弁申し上げます。桃原功委員から御質疑ありましたとおり、現在は、この取崩しの状況になっておりますが、特に財政調整基金、また公共施設等整備基金などについては、先ほど申し上げた9月議会での決算剰余金等の状況を見ながら積立て、繰戻しも行ってまいりますし、またその後の12月、3月補正等でも各事業の執行残も出てまいりますので、そういった財源が出てきましたら、また基金のほうにしっかりと繰戻しをしながら、令和4年度以降の予算編成、財政運営に向けて、しっかりと累計残高は確保していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 参考までにお聞きしたいのですけれども、報道等では、県の基金等が底をついたという報道があって、今後、今年度予算での県の負担金についても通達というか、影響も出てきているのでしょうか。その辺はまだ通達はないですか。影響はないですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 私も新聞報道では伺っておりますが、本市への具体的な県の補助金等の減額等については、私のほうでは今のところ伺ってはおりません。

○**桃原功 委員** 今後だよな。

○**財政課長** かもしれません。私のほうからは申し上げられません。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。頂いた資料からお願ひします。まず1つ目は、3款2項2目、06の保育環境改善等事業補助の資料を頂いて、ありがとうございます。詳細に記載していただき、ありがとうございます。こちらの予算書の項目だけだと内容がちょっと分かりづらくて、ありがとうございます。

続いて、10款6項1目10節の保健体育事務運営費についても、その予算書だと中身がわからなかったもので、こちらで資料で詳細に書いていただき、理解できました。ありがとうございます。

続きまして、頂いた資料の2款1項1目12節、13節、RPA等導入事業について、こちらの資料から伺っ

ていきたいと思いますが、まず資料提出、ありがとうございました。1枚目の総括のところにある金額、効果額というのを回答していただき、ありがとうございました。すみません。ちょっと見方を教えていただきたいのですが、上の行の職員作業のみというところが121万8,152円、効果額があるのですが、その下はRPA稼働時間込みということで、職員の作業時間が91%減って、見込みで121万円ほど安く業務を実行できるというふうな理解があったのですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** お答えいたします。1ページ目、総括の表のところですが、職員作業のみということで、削減時間が676時間出ておりましたので、今回実証実験を行った際にはまとめておりませんでした。昨日の質疑をお受けしまして、あくまで参考として算出できる方法はないかというふうに考えまして、一般職員の平均時給1,802円になります。そこをもとにした資料となっております。至急で作成した資料だったので、あれですが、職員作業のみのところのほうが、より参考になる部分になると思います。RPAの部分については機械がやっていることですので、それについての効果額というのは、ちょっとそぐわないかなというふうに考えますので、効果額については121万8,152円を参照いただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** この121万円というか、その適用された業務というのは、これは1年間で121万円削減できる見込みなのか、1か月の業務に対してなのか、そこはどのようになっていますか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** こちらにつきましては、上記の対象業務のほうのトータルになっておりますが、年間を通して計算しております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。年間121万8,000円を削減できる見込みということですので、大変いいことだと思います。

では、次の質疑なのですが、実証実験を2回実施されていて、どちらも同じ仮想ツールを利用していると思うのですが、今回本導入に当たっても同じツールを使うということで、これまで実証実験で使った、つくってきたシナリオとか、そのやってきた成果というのは、そのまま活用できるのか、改めてまた作り直すのか、その辺り活用できるのかどうかを教えてください。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 本年度におきましてはWinActorというソフトを想定しておりますので、昨年度、また一昨年度作成したシナリオは、今回も使用していくと考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。汎用性といいますか、いろいろなところに使えるものだと理解しているのですが、今回実証実験されている業務がある中で、もっともっと活用できる見込みはありますか。今回の実証実験以外の部分でも、もっともっと活用できる見込みはありますか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** お答えいたします。県の交付金を活用していくということで、今回の導入支援業務を実行するに当たっては、対象業務を選定して行っていくのですけれども、それ以外の業務についてもかなり

活用できるものと考えております。、1ページ目の業務のところなのですが、ここも当初選定した業務よりも、使ってみたいという職員の声がありまして、活用していただいたところ、かなりRPAを使った業務というのが出てまいりましたので、全庁的に広げていければと考えております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。1回目の実証実験では、削減率91%とあって、2回目のほうでは50.6%なのですが、この複数の市でやることで、削減率が減っているのは、単独でやるほうが、より効果的な使い方ができるのかなという見方ができるのです。ただ、県の補助を受けるために2市で共同してやるということがあったのですが、これって差し引きしていくと、単独でやった場合のほうが、この補助の金額よりメリットが出てくる可能性はないですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 過去2回の実証実験では、それぞれに目的がございまして、おとしは、宜野湾市にとって初めてのRPA導入ということで、果たしてどういった業務でそれが活用できていくのか。また、市の職員のレベルで、これを活用できるものなのかということを確認する必要がございました。そこを実験を通して分かりましたことが、職員にもRPAが使用できること、削減の効果が見込めるというのが分かったのがおとしの結果です。

昨年度は、こういったシナリオ作成に職員に負担がかかるということがありまして、その負担軽減を図るには、共同で同じシステムを使っている市で使い回しといいますか、共同利用が図れるのかというところを確認いたしました。そうなりますと、おとしRPAを使ってよかったものが、そのシステムの範囲内ということで、業務が狭まりましたので、そこからより効率的なもの、システムの範囲の中でできることということで効果額としては少なくなったのかなと考えております。

ただ、そこは共同でシナリオが利用できるということが分かりましたし、それをすることで3か所で行うことで、シナリオを作成する負担の軽減を図れることが分かりましたので、削減の効果というふうに考えております。そこを踏まえながら、今回導入している部分につきましては、下期と一緒に昨年度作成したシナリオも使って本番で試したい、そういう効果を期待しております。そういうことと、また改革ですね、新たな業務を、新規業務を検討しながら庁内を広めていきたいと考えております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の説明で理解が合っているか分からないのですが、2市で共同してやる、補助を受けるのですが、2市で共同するシナリオも使えるし、宜野湾市単独で考えるシナリオも、どちらも使えるということで理解であってますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 そのように考えております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そのためのライセンス数に関しては、今後増やしていく予定はありますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。今後というのは、次年度以降、令和4年度以降ということで。こちらにつきましては、政策事業として、今後の計画を立てていくところですが、まずはスタートということ

で、導入する最低限の1ライセンスないしは2ライセンス、そういうこと等で効果を出しながら確認していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。すみません。念のため確認なのですが、今回からは実証実験ではなくて、本格導入、もう実際の業務で使われて、それが採用されていくのですか、実験ではないということですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** お答えいたします。今回から本格導入ということで、本番環境で使用してまいりたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 活用すると、本当に幅広く可能性があるツールだと思いますので、ぜひ有効活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今の関連でIT推進課長に確認しますが、これは実施主体は宜野湾市で、o k i c o mとB l u e s h i p沖縄ですか、というところが、導入事業に関して関わってくるというふうに思うのですが、この実証実験そのものが、今アウトソーシングをやって、第3次ですか、5年か6年かけて今実施をしていますけれども、そこの関連というのはないのか、石垣市と宜野湾市は自治体クラウドというようなことで、一緒に共同で利用しているわけですが、そこの関係性というか、全く別物なのか、新たに加えられた、要するにシステムなのか。この辺について御説明をいただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 現在お答えできる部分だけ答弁させていただきます。基幹系システムが次期システムに移行する時期に入っております。3市クラウドで、次期システムも引き続きクラウド、2回目という言い方が正しいかどうか分かりませんが、次期システムも3市で共同でやるとか、次期システム、予定しているシステムは、今使っている基幹系システムとは違って、先ほど言いましたRPA機能が標準で実装されているシステムという形でメーカーさんから伺っております。先に入れている別の市町村のほうでも、自治体のほうでも、RPA実装されていますので、そういったものを活用しながら業務に活かしているという話を聞いていますので、先ほど行政改革推進室長からもありましたけれども、今までやったことのないRPAを活用しながら業務を進めていますけれども、そういった意味でいきますと次期システムへのつなぎ合わせというのですか、連携、連動性は確保された上での今回の取組でございますので、次期基幹系システムの移行、第4次の部分については、シナリオどおり取り組んでいるところでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** もう一点だけ。要は今、第4次の話が出たので、この推進計画が、いわゆる新たな計画をつくってという時期が、ちょっとずれていましたよね。前のやつをそのまま、推進計画をそのまま活用して、修正していくというふうな、ホームページ上でもそういう表現になっていたと思うのですが、自治体推進計画そのものは、今の予算とは全く何の関係もないのですけれども、将来的には、この第4次を見越しながら策定していく、改定していくという理解でよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 新しい電子自治体推進計画を本年度からスタートしています。前回計画より2年ほどちょっと遅れた部分はあったのですが、RPAの積極的な導入を含めて、今回作っている電子自治体推進計画、世の中の流れが早いものですから、必要に応じて改定はしないといけないと思っていますところ。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 補正予算書11ページなのですが、資料も早速ありがとうございました。後で、終わってから請求したのですが、コンベンションセンター、期日前の投票で予算がいくらかかるのかというのを知りたくて、今拝見したら134万円で、コンベンションセンターで期日前ができる予算になっています。これは費用対効果を考えますと、この予算でたくさんの人が西海岸で投票できることは素晴らしいことだと思います。ひとつだけ、何日間、期日前投票は何日間の計算か教えてください。

○桃原朗 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 おはようございます。予定としましては6日間、投票日の前の月曜日から土曜日まで6日間を予定しています。

○知念秀明 委員 すみません。間違えました。コンベンションシティです。私のほうが間違えました。ありがとうございました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第47号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時32分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時37分)

【議題】

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

○桃原朗 委員長 陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情を議題といたします。

陳情は継続審査としておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

○桃原朗 委員長 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援についてを議題といたします。

本件も継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、これについても継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

○桃原朗 委員長 次に、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請を継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

○桃原朗 委員長 次に、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加についても質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情についても質疑の段階

で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

【議題】

議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第47号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第47号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第53号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第53号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第53号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第48号 宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第48号 宜野湾市企業版ふるさと応援基金条例の制定についてを再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第48号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第50号 はしご付消防自動車購入に係る物品の取得について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第50号 はしご付消防自動車購入に係る物品の取得についてを再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第50号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情、以上6件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本6件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会といたします。皆様、御苦勞さまでございました。

（閉会時刻 午前10時44分）